

有 価 証 券 報 告 書

第92期 (自 平成24年 4 月 1 日)
(至 平成25年 3 月31日)

株式会社 仙 台 銀 行

E 0 3 6 3 5

第92期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 仙 台 銀 行

目 次

	頁
第92期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	27
3 【対処すべき課題】	27
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	31
6 【研究開発活動】	36
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	36
第3 【設備の状況】	38
1 【設備投資等の概要】	38
2 【主要な設備の状況】	39
3 【設備の新設、除却等の計画】	40
第4 【提出会社の状況】	41
1 【株式等の状況】	41
2 【自己株式の取得等の状況】	49
3 【配当政策】	50
4 【株価の推移】	50
5 【役員の状況】	51
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
第5 【経理の状況】	59
1 【連結財務諸表等】	60
2 【財務諸表等】	101
第6 【提出会社の株式事務の概要】	124
第7 【提出会社の参考情報】	125
1 【提出会社の親会社等の情報】	125
2 【その他の参考情報】	125
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	126

監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成25年6月25日
【事業年度】	第92期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
【会社名】	株式会社仙台銀行
【英訳名】	THE SENDAI BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 鈴木 隆
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	仙台(022)大代表225-8241
【事務連絡者氏名】	企画部長 尾形 毅
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	18,449	16,831	15,721	15,183	17,599
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	537	1,777	△1,408	△8,157	2,494
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	130	1,085	△6,739	△9,445	2,384
連結包括利益	百万円	—	—	△8,486	△6,122	5,959
連結純資産額	百万円	16,021	21,003	12,137	36,013	41,972
連結総資産額	百万円	764,378	796,058	795,908	927,164	1,018,455
1株当たり純資産額	円	2,116.40	2,774.91	1,603.77	794.78	1,574.74
1株当たり当期純利益 金額 (△は1株当たり当期 純損失金額)	円	17.26	143.34	△890.52	△1,248.27	307.32
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	—	64.47
自己資本比率	%	2.09	2.63	1.52	3.88	4.12
連結自己資本利益率	%	0.78	5.86	△40.67	△39.23	6.11
連結株価収益率	倍	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△5,347	16,561	46,653	99,717	44,302
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	6,816	△15,754	△15,986	△112,461	△17,103
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△473	△737	△606	23,331	△1,539
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	19,078	19,149	49,209	59,796	85,456
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	813 [318]	808 [324]	767 [334]	756 [339]	726 [328]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成20年度から平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 平成23年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 連結株価収益率については、当行及び連結子会社の株式が非上場であるので記載しておりません。
7. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	18,330	16,727	15,658	15,267	17,751
経常利益 (△は経常損失)	百万円	350	1,608	△1,621	△8,251	2,429
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	46	993	△6,829	△9,504	2,350
資本金	百万円	7,485	7,485	7,485	22,485	22,485
発行済株式総数	千株	普通株式 7,591	普通株式 7,591	普通株式 7,591	普通株式 7,591 第I種優先株式 20,000	普通株式 7,564 第I種優先株式 20,000
純資産額	百万円	16,774	21,664	12,708	36,525	42,450
総資産額	百万円	764,585	796,126	795,997	927,733	1,018,990
預金残高	百万円	718,043	724,010	727,562	814,767	835,081
貸出金残高	百万円	493,496	512,957	489,444	516,856	557,327
有価証券残高	百万円	197,178	218,262	231,497	344,171	366,721
1株当たり純資産額	円	2,215.86	2,862.26	1,679.31	862.51	1,637.96
1株当たり配当額 (内1株当たり中間 配当額)	円 (円)	普通株式 25 (—)	普通株式 50 (—)	普通株式 — (—)	普通株式 — (—) 第I種優先株式 — (—)	普通株式 47 (—) 第I種優先株式 3 (—)
1株当たり当期純利益 金額 (△は1株当たり当期 純損失金額)	円	6.15	131.22	△902.34	△1,256.10	302.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	—	63.54
自己資本比率	%	2.19	2.72	1.59	3.93	4.16
自己資本利益率	%	0.21	4.55	△32.22	△34.94	6.40
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	406.49	38.10	—	—	15.52
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	799 [283]	796 [289]	756 [300]	745 [311]	717 [298]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1) 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 平成21年3月から平成23年3月の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 平成24年3月の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

6. 株価収益率については、当行の株式が非上場であるので記載しておりません。

7. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【沿革】

- 昭和26年 5月 宮城県知事の提唱により、中小企業の金融難を打開し、地域経済の振興と発展を図ることを目的に宮城県自らが40%を出資、同年5月25日振興無尽株式会社設立
- 昭和27年 5月 相互銀行法の施行に伴い、株式会社振興相互銀行と商号変更
- 昭和44年 5月 新本店落成(現本店)
- 昭和51年 9月 オンラインシステム稼働
- 昭和57年 3月 第2次オンラインシステム稼働
- 平成元年 2月 普通銀行へ転換し、株式会社仙台銀行に商号変更
- 平成2年 5月 第3次オンラインシステム稼働
- 平成2年 7月 仙銀ビジネス株式会社同年7月27日設立(現・連結子会社)
- 平成10年11月 徳陽シティ銀行から営業譲受け(19カ店の店舗引き受け、うち2カ店統合)
- 平成12年 4月 仙銀カード株式会社設立、同年6月営業開始
- 平成12年 5月 新オンラインシステム稼働
- 平成13年 7月 創立50周年
- 平成23年 4月 仙銀カード株式会社(連結子会社)を吸収合併
- 平成24年10月 株式会社きらやか銀行と共同持株会社「株式会社じもとホールディングス」設立
株式会社じもとホールディングス、東京証券取引所第一部上場

3 【事業の内容】

当行グループ(当行及び当行の連結子会社)は、当行及び連結子会社1社で構成され、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業〕

当行の本店及び支店においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務などを行い、業容の拡大に積極的に取り組んでおります。特に、運用・調達の大半を占める預金業務、貸出業務を当部門における主力分野と位置づけております。

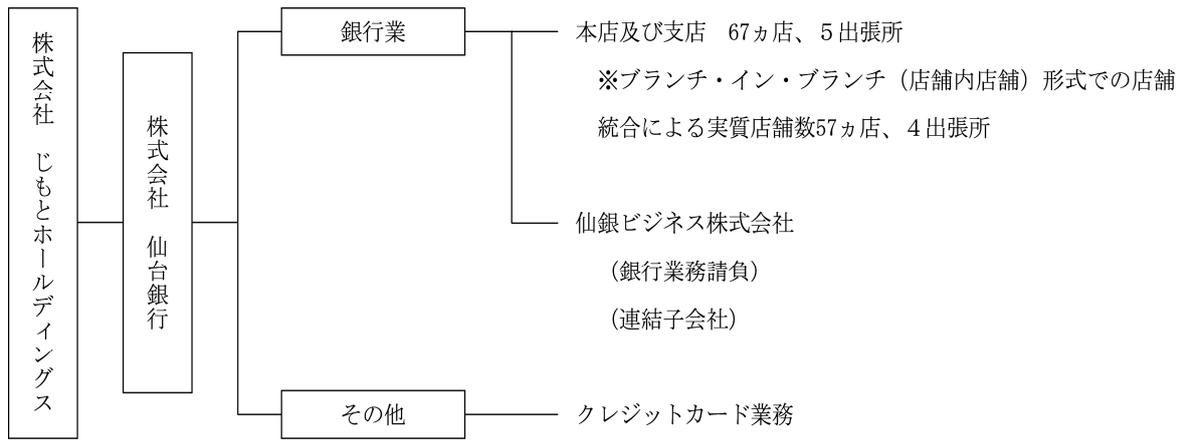
また、当行の連結子会社である仙銀ビジネス株式会社においては、その他従属業務として、銀行業務請負などを行っております。

〔その他〕

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。一部でクレジットカード業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(平成25年3月31日現在)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 株式会社じもとホールディングス	仙台市 青葉区	17,000	銀行持株 会社	被所有 100 (—) [—]	8 (8)	—	経営管理 預金取引関係	提出会社に建物の一部を賃貸	—
(連結子会社) 仙銀ビジネス株式会社	仙台市 青葉区	10	銀行業	所有 100 (—) [—]	3 (2)	—	金銭貸借関係 預金取引関係	提出会社に建物を賃貸 提出会社より建物の一部を賃借	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 上記関係会社は、特定子会社に該当しておりません。
 3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社は、株式会社じもとホールディングスであります。
 4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
 5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	722 [326]	4 [2]	726 [328]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員389人を含んでおりません。
 2. 出向者数は、出向先(就業先)従業員数に含んでおります。
 3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 4. 「その他」はクレジットカード業務であります。

(2) 当行の従業員数

平成25年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
717 [298]	41.3	16.7	4,655

セグメントの名称	従業員数(人)
銀行業	713 [296]
その他	4 [2]
合計	717 [298]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員350人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 3. 出向者数は出向先(就業先)の従業員数に含んでおります。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 当行の従業員組合は、次のとおりであります。
 ① 金融労連仙台銀行労働組合と称し、組合員数は27人であります。
 ② 仙台銀行新労働組合と称し、組合員数は545人であります。
 両組合とも労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

(1) 経営環境

当連結会計年度の国内経済は、欧州債務問題の長期化や海外経済の減速などを背景に、弱い動きが続きましたが、足許では新政権による経済対策や日本銀行の金融政策への期待感から、株価の回復や円高の修正が進むなど明るい兆しも見え始めました。

当行グループの営業エリアである宮城県経済は、個人消費など一部に弱い動きがみられたものの、全体的には震災復旧工事や住宅建設などを中心として東日本大震災からの回復の動きがみられました。

(2) 経営方針

当行は、株式会社きらやか銀行とともにじもとグループとして、宮城と山形の「人・情報・産業」をつなぎ、お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを目指して震災復興支援をはじめとした各種施策に取り組んでおります。

(3) 業績

当行グループによる当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

〔銀行業〕

預金残高につきましては、公金預金や法人預金が増加したことから、前連結会計年度末比203億円増加の8,349億24百万円となりました。

貸出金残高につきましては、中小企業向け貸出や住宅ローン貸出等が増加したことなどから、前連結会計年度末比406億2百万円増加の5,547億85百万円となりました。

有価証券残高につきましては、預金残高の増加に伴い社債や地方債等による運用額を増加したことなどから、前連結会計年度末比225億49百万円増加の3,667億11百万円となりました。

損益関係につきましては、前連結会計年度までに、震災の取引先への影響等を調査し、震災関係の与信費用を累計で75億円程度計上しておりますが、当連結会計年度において取引先の業況推移等を確認した結果、貸倒引当金戻入益を20億82百万円計上いたしました。

この要因等により、連結では、経常利益は前年同期比106億51百万円増加の24億94百万円、当期純利益は前年同期比118億30百万円増加の23億84百万円となりました。また、当行個別では、経常利益は前年同期比106億81百万円増加の24億29百万円、当期純利益は前年同期比118億55百万円増加の23億50百万円となりました。

〔その他〕

当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、「銀行業」に含めて記載していません。なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

・キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが443億2百万円のプラス、投資活動によるキャッシュ・フローが171億3百万円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローが15億39百万円のマイナスとなりました。

これにより、現金及び現金同等物は256億59百万円の増加となり、期末残高は854億56百万円(前年同期比42.9%増)となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等により、前年同期比554億15百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の減少、有価証券の売却による収入の増加等により、前年同期比953億58百万円の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入の減少等により、前年同期比248億70百万円の減少となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

資金運用収支は前連結会計年度比 2 億60百万円増加の109億90百万円となりました。

役務取引等収支は前連結会計年度比 3 億69百万円増加の13億42百万円、その他業務収支は前連結会計年度比 3 億42百万円増加の97百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	10,557	172	△0	10,730
	当連結会計年度	10,801	189	—	10,990
うち資金運用収益	前連結会計年度	11,815	210	100	37 11,887
	当連結会計年度	11,583	214	24	11,773
うち資金調達費用	前連結会計年度	1,257	37	100	37 1,157
	当連結会計年度	782	24	24	782
役務取引等収支	前連結会計年度	972	0	0	973
	当連結会計年度	1,341	1	—	1,342
うち役務取引等収益	前連結会計年度	2,225	3	0	2,229
	当連結会計年度	2,479	3	—	2,482
うち役務取引等費用	前連結会計年度	1,253	2	—	1,256
	当連結会計年度	1,138	2	—	1,140
その他業務収支	前連結会計年度	△70	3	178	△245
	当連結会計年度	93	4	—	97
うちその他業務収益	前連結会計年度	907	3	178	732
	当連結会計年度	761	4	—	765
うちその他業務費用	前連結会計年度	978	—	—	978
	当連結会計年度	667	—	—	667

(注) 1. 国内業務部門は国内の円建取引、国際業務部門は国内の外貨建取引で当行及び連結子会社について記載しております。

2. 前連結会計年度の資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 相殺消去については、前連結会計年度は、当行と連結子会社間の内部取引による相殺消去額を記載しておりますが、当連結会計年度より、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を相殺消去額として記載しております。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

国内業務部門においては、資金運用勘定は平均残高9,306億25百万円、利息115億83百万円、利回り1.24%となり、資金調達勘定は平均残高9,109億59百万円、利息7億82百万円、利回り0.08%となりました。

国際業務部門においては、資金運用勘定は平均残高226億92百万円、利息2億14百万円、利回り0.94%となり、資金調達勘定は平均残高226億97百万円、利息24百万円、利回り0.10%となりました。

この結果、相殺消去後の国内業務部門と国際業務部門の合計は、資金運用勘定は平均残高9,308億5百万円、利息117億73百万円、利回り1.26%となり、資金調達勘定は平均残高9,111億44百万円、利息7億82百万円、利回り0.08%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(23,651) 896,494	(37) 11,715	1.30
	当連結会計年度	930,625	11,583	1.24
うち貸出金	前連結会計年度	489,866	9,566	1.95
	当連結会計年度	521,209	9,247	1.77
うち商品有価証券	前連結会計年度	41	0	0.01
	当連結会計年度	1	0	0.21
うち有価証券	前連結会計年度	274,197	1,912	0.69
	当連結会計年度	332,935	2,196	0.65
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	82,304	104	0.12
	当連結会計年度	46,420	62	0.13
うち買入金銭債権	前連結会計年度	737	68	9.33
	当連結会計年度	584	47	8.18
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	25,695	24	0.09
	当連結会計年度	6,961	4	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	889,553	1,157	0.13
	当連結会計年度	910,959	782	0.08
うち預金	前連結会計年度	812,464	720	0.08
	当連結会計年度	835,694	509	0.06
うち譲渡性預金	前連結会計年度	68,208	59	0.08
	当連結会計年度	70,371	63	0.08
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	24	0	0.12
	当連結会計年度	26	0	0.12
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	8,610	175	2.03
	当連結会計年度	4,632	19	0.41

- (注) 1. 当行及び連結子会社の国内の円建取引について記載しております。
 2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してしております。
 3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度1,036百万円、当連結会計年度770百万円)を控除して表示しております。
 4. 前連結会計年度の資金運用勘定上段の()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	23,827	210	0.88
	当連結会計年度	22,692	214	0.94
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	23,620	210	0.89
	当連結会計年度	22,478	214	0.95
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買入金銭債権	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(23,651) 23,832	(37) 37	0.15
	当連結会計年度	22,697	24	0.10
うち預金	前連結会計年度	181	0	0.03
	当連結会計年度	184	0	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

- (注) 1. 当行及び連結子会社の国内の外貨建取引について記載しております。
2. 前連結会計年度の資金調達勘定上段の()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式により算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	899,556	2,885	896,670	11,988	100	11,887	1.32
	当連結会計年度	953,317	22,512	930,805	11,798	24	11,773	1.26
うち貸出金	前連結会計年度	492,596	2,730	489,866	9,667	100	9,566	1.95
	当連結会計年度	521,209	—	521,209	9,247	—	9,247	1.77
うち商品有価証券	前連結会計年度	41	—	41	0	—	0	0.01
	当連結会計年度	1	—	1	0	—	0	0.21
うち有価証券	前連結会計年度	297,828	10	297,818	2,122	—	2,122	0.71
	当連結会計年度	355,414	—	355,414	2,411	—	2,411	0.67
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	82,304	—	82,304	104	—	104	0.12
	当連結会計年度	46,420	—	46,420	62	—	62	0.13
うち買入金銭債権	前連結会計年度	737	—	737	68	—	68	9.33
	当連結会計年度	584	—	584	47	—	47	8.18
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	25,841	145	25,695	24	—	24	0.09
	当連結会計年度	6,961	—	6,961	4	—	4	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	889,881	145	889,735	1,257	100	1,157	0.13
	当連結会計年度	933,656	22,512	911,144	807	24	782	0.08
うち預金	前連結会計年度	812,791	145	812,645	721	0	721	0.08
	当連結会計年度	835,879	—	835,879	510	—	510	0.06
うち譲渡性預金	前連結会計年度	68,208	—	68,208	59	—	59	0.08
	当連結会計年度	70,371	—	70,371	63	—	63	0.08
うちコールマネー及 び売渡手形	前連結会計年度	24	—	24	0	—	0	0.12
	当連結会計年度	26	—	26	0	—	0	0.12
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	8,610	—	8,610	275	100	175	2.03
	当連結会計年度	4,632	—	4,632	19	—	19	0.41

- (注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度1,036百万円、当連結会計年度770百万円)を控除して表示しております。
2. 前連結会計年度は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して表示しております。
3. 相殺消去額については、前連結会計年度は当行と連結子会社間の内部取引による相殺消去額を記載しており、当連結会計年度は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息を記載しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は前連結会計年度比2億53百万円増加の24億82百万円となりました。

また、役務取引等費用は前連結会計年度比1億15百万円減少の11億40百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	2,225	3	0	2,229
	当連結会計年度	2,479	3	—	2,482
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	449	—	—	449
	当連結会計年度	837	—	—	837
うち為替業務	前連結会計年度	903	3	—	906
	当連結会計年度	884	3	—	888
うち代理業務	前連結会計年度	750	—	—	750
	当連結会計年度	631	—	—	631
うち証券関連業務	前連結会計年度	7	—	—	7
	当連結会計年度	7	—	—	7
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	21	—	—	21
	当連結会計年度	20	—	—	20
うち保証業務	前連結会計年度	11	—	—	11
	当連結会計年度	10	—	—	10
役務取引等費用	前連結会計年度	1,253	2	—	1,256
	当連結会計年度	1,138	2	—	1,140
うち為替業務	前連結会計年度	143	2	—	145
	当連結会計年度	140	2	—	143

(注) 1. 国内業務部門は国内の円建取引、国際業務部門は国内の外貨建取引で当行及び連結子会社について記載しております。

2. 前連結会計年度の相殺消去については、当行と連結子会社間の内部取引による相殺消去額を記載しております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	814,581	186	144	814,623
	当連結会計年度	834,740	183	—	834,924
うち流動性預金	前連結会計年度	474,465	—	144	474,321
	当連結会計年度	477,600	—	—	477,600
うち定期性預金	前連結会計年度	337,132	—	—	337,132
	当連結会計年度	354,039	—	—	354,039
うちその他	前連結会計年度	2,983	186	—	3,170
	当連結会計年度	3,100	183	—	3,284
譲渡性預金	前連結会計年度	64,940	—	—	64,940
	当連結会計年度	128,930	—	—	128,930
総合計	前連結会計年度	879,521	186	144	879,563
	当連結会計年度	963,670	183	—	963,854

(注) 1. 国内業務部門は国内の円建取引、国際業務部門は国内の外貨建取引で当行及び連結子会社について記載しております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 前連結会計年度の相殺消去額については、当行と連結子会社間の内部取引による相殺消去額を記載しております。

(5) 国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	514,182	100.00	554,785	100.00
製造業	31,917	6.21	36,317	6.55
農業、林業	2,874	0.56	3,856	0.70
漁業	391	0.08	307	0.06
鉱業、採石業、砂利採取業	313	0.06	303	0.05
建設業	31,689	6.16	36,260	6.54
電気・ガス・熱供給・水道業	1,396	0.27	1,404	0.25
情報通信業	4,424	0.86	5,343	0.96
運輸業、郵便業	17,343	3.37	20,663	3.72
卸売業、小売業	39,697	7.72	43,099	7.77
金融業、保険業	13,719	2.67	17,329	3.12
不動産業、物品賃貸業	61,946	12.05	73,666	13.28
各種サービス業	53,772	10.46	54,226	9.77
地方公共団体	113,445	22.06	110,052	19.84
その他	141,253	27.47	151,953	27.39
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	514,182	—	554,785	—

(注) 国内業務部門は国内の円建取引、国際業務部門は国内の外貨建取引で当行及び連結子会社について記載しております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	143,610	—	—	143,610
	当連結会計年度	120,502	—	—	120,502
地方債	前連結会計年度	60,208	—	—	60,208
	当連結会計年度	65,492	—	—	65,492
短期社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
社債	前連結会計年度	109,215	—	—	109,215
	当連結会計年度	147,785	—	—	147,785
株式	前連結会計年度	7,787	—	10	7,777
	当連結会計年度	8,862	—	—	8,862
その他の証券	前連結会計年度	1,196	22,152	—	23,349
	当連結会計年度	1,352	22,716	—	24,069
合計	前連結会計年度	322,018	22,152	10	344,161
	当連結会計年度	343,995	22,716	—	366,711

- (注) 1. 国内業務部門は国内の円建取引、国際業務部門は国内の外貨建取引で当行及び連結子会社について記載しております。
2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。
3. 前連結会計年度の相殺消去については、当行と連結子会社間の内部取引による相殺消去額を記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	11,558	12,524	965
経費(除く臨時処理分)	11,089	10,704	△384
人件費	4,952	4,951	△0
物件費	5,485	5,135	△350
税金	651	617	△33
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	469	1,820	1,350
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	469	1,820	1,350
一般貸倒引当金繰入額	1,003	—	△1,003
業務純益	△533	1,820	2,353
うち債券関係損益	△304	92	397
臨時損益	△7,718	609	8,328
株式等関係損益	△3,896	△385	3,511
不良債権処理額	3,654	112	△3,541
貸出金償却	120	35	△85
個別貸倒引当金繰入額	3,429	—	△3,429
債権売却損	18	6	△11
信用保証協会責任共有制度負担金	83	70	△13
その他	2	1	△1
貸倒引当金戻入益	—	2,130	2,130
償却債権取立益	31	84	53
偶発損失引当金戻入益	20	31	10
その他臨時損益	△218	△1,138	△919
経常利益(△は経常損失)	△8,251	2,429	10,681
特別損益	△315	△128	187
うち固定資産処分損益	△25	△98	△72
うち減損損失	290	30	△260
税引前当期純利益(△は税引前当期純損失)	△8,567	2,301	10,869
法人税、住民税及び事業税	△21	22	44
法人税等調整額	958	△71	△1,030
法人税等合計	937	△48	△985
当期純利益(△は当期純損失)	△9,504	2,350	11,855

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	4,712	4,715	3
退職給付費用	396	395	△1
福利厚生費	43	26	△16
減価償却費	652	866	214
土地建物機械賃借料	641	599	△42
営繕費	483	367	△116
消耗品費	185	143	△42
給水光熱費	106	101	△4
旅費	18	18	△0
通信費	426	462	36
広告宣伝費	120	78	△42
租税公課	651	617	△33
その他	2,807	2,470	△336
計	11,246	10,864	△381

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.31	1.25	△0.06
(イ)貸出金利回	1.96	1.78	△0.18
(ロ)有価証券利回	0.69	0.65	△0.04
(2) 資金調達原価 ②	1.36	1.25	△0.11
(イ)預金等利回	0.08	0.06	△0.02
(ロ)外部負債利回	2.03	0.41	△1.62
(3) 総資金利鞘 ①-②	△0.05	0.00	0.05

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1.72	4.95	3.23
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	1.72	4.95	3.23
業務純益ベース	△1.96	4.95	6.91
当期純利益ベース	△34.94	6.40	41.34

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	814,767	835,081	20,313
預金(平残)	812,791	836,033	23,242
貸出金(末残)	516,856	557,327	40,471
貸出金(平残)	492,596	523,784	31,188

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	642,588	635,713	△6,875
法人	157,074	164,771	7,696
計	799,663	800,484	821

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
住宅ローン残高	125,408	136,085	10,677
その他ローン残高	10,409	10,235	△174
計	135,817	146,320	10,503

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	359,844	384,868	25,023
総貸出金残高	② 百万円	516,856	557,327	40,471
中小企業等貸出金比率	①／② %	69.62	69.05	△0.57
中小企業等貸出先件数	③ 件	42,332	41,419	△913
総貸出先件数	④ 件	42,466	41,557	△909
中小企業等貸出先件数比率	③／④ %	99.68	99.66	△0.02

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	3	7	7	16
保証	918	1,812	803	1,664
計	921	1,820	810	1,680

6. 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	2,336	2,023,603	2,251	2,065,377
	各地より受けた分	3,333	2,093,546	3,121	1,958,966
代金取立	各地へ向けた分	27	31,097	28	38,913
	各地より受けた分	31	36,670	29	36,478

7. 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	13	14
	買入為替	7	7
被仕向為替	支払為替	43	5
	取立為替	0	0
計		64	28

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年3月31日	平成25年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	22,485	22,485
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	20,242	10,789
	利益剰余金	△10,687	1,083
	自己株式(△)	66	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	415
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	31,973	33,942
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	31,973	33,942
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,806	1,806
	一般貸倒引当金	4,688	3,027
	負債性資本調達手段等	500	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	500	—
	計	6,994	4,834
	うち自己資本への算入額 (B)	4,222	3,959

控除項目	控除項目(注4)	(C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	36,196	37,902
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目		278,682	319,521
	オフ・バランス取引等項目		4,732	2,211
	信用リスク・アセットの額	(E)	283,415	321,732
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	23,188	22,767
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	1,855	1,821
	計(E)+(F)	(H)	306,603	344,499
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)			11.80	11.00
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)			10.42	9.85

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年3月31日	平成25年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	22,485	22,485
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	15,000	10,789
	その他資本剰余金	5,242	—
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	△9,453	2,283
	その他	—	—
	自己株式(△)	66	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	415
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	33,208	35,142
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	33,208	35,142
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	1,249	1,249
	一般貸倒引当金	4,792	3,083
	負債性資本調達手段等	500	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	500	—	
計	6,541	4,333	
うち自己資本への算入額 (B)	3,669	3,406	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	36,878	38,549
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	279,355	320,112
	オフ・バランス取引等項目	4,732	2,211
	信用リスク・アセットの額 (E)	284,087	322,323
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	23,161	22,854
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,852	1,828
計(E)+(F) (H)	307,249	345,178	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		12.00	11.16
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)		10.80	10.18

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	47	39
危険債権	260	233
要管理債権	3	4
正常債権	4,892	5,325

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当行グループ(以下「当行」といいます。)では、経営環境の変化を踏まえ、以下の課題について対処していくことが必要であると認識しております。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から2年が経過いたしました。沿岸部を中心に被災地を取り巻く環境は依然として厳しく、復興は未だ道半ばであり、今後も復興支援に向けた地域金融機関の役割は非常に重要であると考えております。

このような環境のなか、当行は、被災地の金融機関として、震災からの一日も早い復興に向けて、被災された中小企業や住宅ローン利用者などのお客さまに対し、安定的かつ円滑な金融仲介機能を提供するなど復興支援に積極的に取り組んでおります。

また、一層の地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上に向けて、当行は、平成24年10月1日に、株式会社きらやか銀行と株式移転方式による共同持株会社「株式会社じもとホールディングス」を設立いたしました。

当行は、じもとグループとして、宮城と山形両県の人・情報・産業をつなぐ架け橋となり、共同商品の開発やサービスの向上、経営資源の戦略的な配分を通じて、多面的な金融サービスを創造・提供するとともに、経営強化計画を着実に実行することで震災からの早期復興と地元経済活性化に貢献してまいります。

4 【事業等のリスク】

当行グループ(以下「当行」といいます。)の事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 信用リスク

(1) 不良債権の増加

当行は、自己査定 of 厳格な運用を通じて、不良債権の処理等、資産の健全化に努めております。

しかしながら、国内及び宮城県内の景気動向、不動産価格や株価等の変動、当行の融資先の経営状況の変動等によっては、不良債権及び与信関係費用が増加するおそれがあり、その結果、当行の業績に悪影響を及ぼすほか、財務内容を悪化させ、自己資本が減少する可能性があります。

(2) 貸倒引当金の積み増し

当行は、貸出先の状況、債権の保全状況及び過去の一定期間における貸倒実績率に基づき算定した予想損失額に対して貸倒引当金を計上しております。

しかしながら、実際の貸倒れが、貸出先の状況、担保価値の下落、経済状況全般の悪化、またはその他の予期せぬ理由により貸倒引当金計上時点における見積りと大幅に乖離する可能性があります。この場合、当行は貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 権利行使の困難性

当行は、不動産市場における価格の下落や流動性の欠如、有価証券の価格下落等の事情によって、担保権を設定した不動産もしくは有価証券を換金し、または貸出先の保有するこれらの資産に対して強制執行することが事実上困難となる可能性があります。

2. 市場関連リスク

当行の主要業務である預金、貸出、有価証券投資、並びに国際業務等を通じて形成された当行の資産・負債は、金利や株価、為替レート等市場のリスクファクターの変動によって影響を受ける可能性があります。

具体的なリスクは以下のとおりです。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクです。

当行では金利リスクを管理しながら慎重な運営を行っておりますが、資金運用と資金調達に金利または期間のミスマッチが存在している中で金利変動が発生した場合は、損失を被る可能性があり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 価格変動リスク

価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴い資産価値が減少するリスクです。

当行は株式等の有価証券を保有しており、大幅な株価下落等が発生した場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替リスク

為替リスクとは、為替の変動に伴い、資産価値が減少するリスクです。

当行は、外貨建取引については為替リスクを管理しながら慎重な運営を行っておりますが、保有する外貨建資産・負債の為替リスクが相殺されないとき、または適切にヘッジされていないときに為替レートが変動した場合には損失を被る可能性があり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 流動性リスク

当行は、適切な流動性管理に努めておりますが、当行の業績及び財務内容等が悪化した場合や、当行への悪意のある風評が発生した場合、または本邦金融機関に大規模な金融システム不安が発生した場合などには、必要な資金を確保できなくなったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによって損失が発生し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. 事務リスク

当行は、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、クレジットカード業務など幅広い業務を行っております。

これら多様な業務の遂行に際して、役職員による不正確な事務、あるいは不正や過失等に起因する不適切な事務が行われることなどにより、損失が発生し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5. システムリスク

当行は、基幹系システムをはじめとした様々なコンピュータシステムを利用し、業務を運営しております。コンピュータシステムの停止(大規模災害によるものを含む)または誤作動等の障害が発生した場合やコンピュータが不正に使用された場合、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分等により、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

6. 自己資本比率

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、単体及び連結自己資本比率を法令等の規定に基づき、国内基準の4%以上に維持しなければなりません。当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。当行の単体及び連結自己資本比率に影響を与える主な要因は次の通りです。

(1) 繰延税金資産

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められております。当行は、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的に見積り計上しておりますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減額された場合、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼし、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

(2) その他

その他自己資本比率に影響を与える主な要因として以下のものがあります。

- ・債務者の信用力悪化及び不良債権の処分に際して生じうる与信関係費用の増加
- ・有価証券ポートフォリオの価値の大幅な低下
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・本項記載のその他の不利益な事態の展開

7. コンプライアンスリスク

当行は、コンプライアンスを重要な経営課題として、コンプライアンス態勢の整備に努めておりますが、法令等遵守状況が不十分であった場合やそれに起因する訴訟等が提起された場合には、当行の評価に重大な影響を及ぼすとともに、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 情報資産管理リスク

当行は、多数のお客様の情報及び経営情報を有しており、様々な安全管理措置等を講じるなど、その管理には万全を期しております。

しかしながら、万が一何らかの事由によりこれらの情報の漏洩、紛失、不正使用等が発生した場合には、当行の信用が失墜し、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

9. 風評リスク

当行や金融業界に対する風評が、マスコミ報道やインターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

10. 災害等に係るリスク

当行は宮城県を中心に事業を展開しており、お取引先のほか当行が保有する店舗や事務所、電算センター等の施設及び役職員は宮城県に集中しております。

当行は、不測の事態に備えてコンティンジェンシープランを策定するなど危機管理対策を講じておりますが、宮城県を含む広域、あるいは局地的な災害等が発生した場合、被害の程度によっては、お取引先を含む地域経済及び当行の施設及び役職員に甚大な被害が及ぶ可能性があり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

11. 退職給付債務に係るリスク

当行の年金資産の時価が下落した場合や、当行の年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。

また、年金制度の変更により未認識の過去勤務債務が発生する可能性があります。加えて、金融環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額にマイナスの影響を与え、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

12. 地域経済の動向に影響を受けるリスク

当行は、宮城県を主要な営業基盤としており、地域経済が低迷あるいは悪化した場合、業容の拡大が図れないほか、信用リスクが増加するなど、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

13. 固定資産減損に係るリスク

当行が保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用しております。保有する固定資産は、市場価格の著しい下落、使用範囲または方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

14. 各種規制の変更リスク

当行は、現時点での各種規制に則り業務を遂行しておりますが、将来においてこれらの変更があった場合には、それらによって発生する事態が、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

15. 格付低下に係るリスク

当行は、格付機関から格付を取得しております。格付が引き下げられた場合、資金調達コストの上昇や市場からの資金調達が困難になるなど、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

16. 主要な事業の前提事項に関するリスク

当行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止又は免許の取消等が命ぜられることがあります。

現時点において、これらの事由に該当する事実はないと認識しております。

しかしながら、将来、何らかの事由により前述の業務の停止または免許の取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに、当行の業績及び財務状況の悪影響を及ぼす可能性があ

ります。

5 【経営上の重要な契約等】

当行と株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といい、当行ときらやか銀行を総称して、以下「両行」といいます。）は、平成22年10月26日に両行間で締結した「経営統合の検討開始に関する基本合意書」に基づき、平成24年4月26日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成24年10月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社じもとホールディングス」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で「経営統合合意書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

なお、平成24年6月26日開催の定時株主総会及び種類株主総会において、本株式移転が承認可決され、平成24年10月1日に共同持株会社が設立されました。

1. 株式移転の目的及び経緯

両行は、当初、平成23年10月を目処とした共同持株会社の設立による経営統合を発表し、経営統合委員会を発足してその準備を進めておりました。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したため、両行は、地域経済の復興に向けた支援を最優先する見地から、経営統合日を延期することといたしました。その後、同年5月18日には前記経営統合委員会における検討・準備を再開し、震災復興支援に関する両行間での連携等のほか、経営統合に向けた準備を進めてまいりました。また、この間、当行は、復興支援に本格的に取り組んでいくための堅確な財務基盤を構築するべく、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成23年9月30日に第I種優先株式を発行し、自己資本の増強を実施いたしました。

以上のように、両行は、被災地にその経営基盤を有する金融機関の責務として、経営統合を一旦延期のうえ震災復興・地域振興のための取り組み・基盤強化を優先して進めてまいりましたが、復興支援態勢をさらに強化するために、早期に経営統合を完了して新金融グループの総合力を発揮していくことが重要であると判断いたしました。そして、平成24年10月1日を共同持株会社設立日として、両行間での経営統合に係る協議を進めることを決定しておりましたが、平成24年4月26日に、両行は「経営統合合意書」を締結し、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

その後、平成24年6月26日開催の定時株主総会及び種類株主総会において、本株式移転が承認可決され、平成24年10月1日に共同持株会社が設立されました。

この経営統合により、両行は、両行の地域ブランドを維持した持株会社方式による新たな金融グループを創設し、スケールメリットの享受による経営機能の効率化の実現や、両行の営業ネットワーク及び行員の有するノウハウの融合と相乗効果により、県境を超えて進化する地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上を目指すものといたします。

2. 移転の方法、株式移転に係る割当ての内容

(1) 本株式移転の方法

両行の株主がそれぞれ保有する株式を、平成24年10月1日をもって共同持株会社に移転するとともに、両行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てるものといたします。

(2) 株式移転に係る割当ての内容

会社名	当行	きらやか銀行
株式移転比率	6.5	1

(注1) 株式の割当比率

1. 当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式6.5株を割当交付いたしました。
2. きらやか銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたしました。
3. 当行の第I種優先株式1株に対して、共同持株会社のB種優先株式6.5株を割当交付いたしました。
4. きらやか銀行の第III種優先株式1株に対して、共同持株会社のA種優先株式1株を割当交付いたしました。

なお、本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が交付した新株式数

普通株式 : 178,867,630株

A種優先株式 : 100,000,000株

B種優先株式 : 130,000,000株

(注3) 共同持株会社の単元株式数

共同持株会社は、以下の株式数を1単元とする単元株制度を採用しております。

普通株式 : 100株

A種優先株式 : 100株

B種優先株式 : 100株

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

3. 株式移転比率の算定根拠等

(1) 普通株式

①算定の基礎

両行は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、きらやか銀行は有限責任監査法人トーマツ(以下「トーマツ」といいます。)を、また仙台銀行は株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。)を第三者算定機関に任命し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、以下の株式移転比率算定書を受領いたしました。

トーマツは、本株式移転の諸条件等を分析したうえで、きらやか銀行普通株式について市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両行について倍率法、貢献度分析、エクイティDCF（Discounted Cash Flow）法及びDDM（Dividend Discount Model）による算定を行いました。なお、市場株価法による算定に際しては、きらやか銀行について、平成24年4月17日を基準日としています。また、ある一定時点での市場株価を採用することは異常な株価の変動を排除できないため、基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、及び震災後延期していた経営統合協議再開の発表（平成24年1月25日）による影響を加味するため当該発表後から基準日までの期間の株価毎の出来高で加重平均した価格（出来高加重平均価格）に基づいています。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、きらやか銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、仙台銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価法/倍率法	8.2 ～ 10.2
②	倍率法	6.0 ～ 6.9
③	エクイティDCF法	5.8 ～ 7.0
④	DDM	5.9 ～ 7.1
⑤	貢献度分析	6.5 ～ 7.5

トーマツは、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両行の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両行の経営陣により現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、平成24年3月期の財務予測については、両行の経営陣より大きな変動はないことの確認を得ております。トーマツによる株式移転比率の算定は、平成24年4月17日現在までの上記情報等を反映したものであり、株式移転比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。なお、トーマツが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

KPMGは、両行の普通株式価値について、配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）及び類似会社比較法を用いて算定を行いました。加えて、きらやか銀行の普通株式は東京証券取引所市場第二部に上場されており、市場株価が存在していることから、きらやか銀行の普通株式については株式市価法による算定も行いました。株式市価法による算定に際しては、算定基準日（平成24年4月17日）の終値、算定基準日以前の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値平均値及び出来高加重平均値、及び、本株式移転公表後の株価に対する影響を考慮する目的から、「仙台銀行ときらやか銀行の経営統合に関するお知らせ」が公表された平成24年1月25日の翌営業日以降算定基準日までの期間の終値平均値及び出来高加重平均値に基づき算定を行いました。

KPMGが各評価手法に基づき算出した株式移転比率は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、きらやか銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、仙台銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	DDM法	6.05 ～ 7.31
②	類似会社比較法/株式市価法	4.47 ～ 4.59
③	類似会社比較法	5.86 ～ 6.56

KPMGは、上記株式移転比率の算定に際して、両行から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行並びにその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務も含まれます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、かかる算定において参照した両行の財務予測については、両行の経営強化計画に基づき、両行の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断のもと合理的に準備・作成されたことを前提としております。また、KPMGが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

②算定の経緯

上記のとおり、きらやか銀行はトーマツに、仙台銀行はKPMGに、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成24年4月26日に開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

③算定機関との関係

トーマツ及びKPMGは、いずれも両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(2) 優先株式

両行は、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式及び仙台銀行第Ⅰ種優先株式（両優先株式を総称して、以下「対象優先株式」といいます。）については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮したうえで、共同持株会社にて新たに発行して割当交付する各優先株式の発行要項において、対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を定めることとし、きらやか銀行第Ⅲ種優先株式1株につき共同持株会社のA種優先株式1株を割当交付し、また、仙台銀行第Ⅰ種優先株式1株につき共同持株会社のB種優先株式6.5株を割当交付することで合意しております。従いまして、第三者機関による算定は行っておりません。

4. 本株式移転により新たに設立された会社の状況

(平成24年10月1日現在)

① 商号	株式会社 じもとホールディングス
② 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯又は関連する業務
③ 本店所在地	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
④ 代表者及び役員 の 氏名	<p>代表取締役会長 三井 精一 (仙台銀行頭取)</p> <p>代表取締役社長 栗野 学 (きらやか銀行頭取)</p> <p>取締役 馬場 豊 (仙台銀行専務取締役)</p> <p>取締役 東海林賢市 (きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 鈴木 隆 (仙台銀行常務取締役)</p> <p>取締役 須藤庄一郎 (きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 御園生勇郎 (仙台銀行常務取締役)</p> <p>取締役 佐川 章 (きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 田中 達彦 (きらやか銀行常務取締役)</p> <p>取締役 芳賀 隆之 (仙台銀行取締役)</p> <p>取締役 坂本 行由 (きらやか銀行取締役)</p> <p>取締役(社外) 熊谷 満 (仙台銀行取締役)</p> <p>監査役 長谷部俊一 (仙台銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 笹島富二雄 (きらやか銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 菅野 國夫 (仙台銀行監査役)</p> <p>監査役(社外) 伊藤 吉明 (きらやか銀行監査役)</p> <p>(注1) 取締役熊谷 満は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。</p> <p>(注2) 監査役笹島 富二雄、菅野 國夫及び伊藤 吉明は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。</p>
⑤ 資本金	2,000百万円
⑥ 資本準備金	500百万円
⑦ 決算期	3月31日

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した予想・見込み・所存等の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

1. 重要な会計方針及び見積り

当行グループ(以下「当行」といいます。)の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。

また、将来事象が確定できないため会計上の見積りが必要とされる場合には、仮定の適切性・情報の適切性・計算の正確性等につき合理的な判断のもとに計上しております。

2. 当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析

当行の当連結会計年度末における財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

(1) 資産関連

貸出金残高につきましては、中小企業向け貸出や住宅ローン貸出等が増加したことなどから、前連結会計年度末比406億2百万円増加の5,547億85百万円となりました。

有価証券残高につきましては、社債や地方債等による運用額を増加したことなどから、前連結会計年度末比225億49百万円増加の3,667億11百万円となりました。

上記を主要因として、当連結会計年度末の総資産額は前連結会計年度末比912億90百万円増加の1兆184億55百万円となりました。

(2) 負債及び純資産関連

預金(含む譲渡性預金)残高につきましては、公金預金や法人預金が増加したことなどから、前連結会計年度末比842億90百万円増加の9,638億54百万円となりました。

上記を主要因として、当連結会計年度末の負債の部は前連結会計年度末比853億31百万円増加の9,764億83百万円となりました。

純資産の部につきましては、利益剰余金が増加したことなどから、前連結会計年度末比59億58百万円増加の419億72百万円となりました。

(3) 不良債権処理の進捗

リスク管理債権は前連結会計年度末比33億68百万円減少の276億99百万円となり、貸出金残高に対するリスク管理債権の比率は前連結会計年度末比1.05ポイント低下の4.99%となりました。

(4) 自己資本比率

当連結会計年度末の連結自己資本比率(国内基準)は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当連結会計年度末における連結自己資本比率(国内基準)は前連結会計年度末比0.80ポイント低下の11.00%となりました。

(5) 主な収支

資金運用収支は、有価証券利息配当金の増加などにより前連結会計年度比2億60百万円増加の109億90百万円となりました。

役員取引等収支は、前連結会計年度比3億69百万円増加の13億42百万円となりました。

その他業務収支は、前連結会計年度比3億42百万円増加の97百万円となりました。

営業経費は、前連結会計年度比3億88百万円減少の106億37百万円となりました。

その他の経常収支は、前連結会計年度比92億90百万円増加の7億1百万円となりました。

以上の結果、連結経常利益は、前連結会計年度比106億51百万円増加の24億94百万円となりました。

3. キャッシュ・フローについての分析

当行の資金状況は、現金及び現金同等物の期末残高が前連結会計年度末比256億59百万円増加いたしました。主な内容は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等により、前年同期比554億15百万円減少の443億2百万円のプラスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出の減少、有価証券の売却による収入の増加等により、前年同期比953億58百万円増加の171億3百万円のマイナスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入の減少等により、前年同期比248億70百万円減少の15億39百万円のマイナスとなりました。

4. 経営者の問題意識と今後の方針について

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から2年が経過いたしました。沿岸部を中心に被災地を取り巻く環境は依然として厳しく、復興は未だ道半ばであり、今後も復興支援に向けた地域金融機関の役割は非常に重要であると考えております。

このような環境のなか、当行は、被災地の金融機関として、震災からの一日も早い復興に向けて、被災された中小企業や住宅ローン利用者などのお客さまに対し、安定的かつ円滑な金融仲介機能を提供するなど復興支援に積極的に取り組んでおります。

また、一層の地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上に向けて、当行は、平成24年10月1日に、株式会社きらやか銀行と株式移転方式による共同持株会社「株式会社じもとホールディングス」を設立いたしました。

当行は、じもとグループとして、宮城と山形両県の人・情報・産業をつなぐ架け橋となり、共同商品の開発やサービスの向上、経営資源の戦略的な配分を通じて、多面的な金融サービスを創造・提供するとともに、経営強化計画を着実に実行することで震災からの早期復興と地元経済活性化に貢献していく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行グループでは、顧客の利便性向上及び効率的な営業基盤の整備を目的として、銀行業を中心に設備投資を行いました。

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業につきましては、当連結会計年度において将監支店を新築、巡回型の移動店舗車両を購入、出納機器を更新したほか、既存店舗等の改修、老朽化設備の更新、システム関連投資など、総額683百万円の設備投資を行いました。

その他につきましては、当連結会計年度における設備投資はございません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成25年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグ メント の 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
当行	—	本店及び 支店 67カ店 5出張所	宮城県 内	銀行業	店舗・ 事務所	50,141.99 (8,642.49)	6,113	2,391	1,745	59	10,309	713
	—	作並倉庫	宮城県 仙台市 青葉区		倉庫	4,160.79	19	10	0	—	30	—
	—	本店	宮城県 仙台市 青葉区	その他	事務所	—	—	0	0	—	0	4
国内 連結 子会 社	仙銀ビ ジネス 株式 会社	仙台銀行 本社内 原町支店 他11カ店	宮城 県内	銀行業	店舗・ 事務所	8,774.77	1,580	321	12	—	1,914	9
	〃	勝山社宅 他	宮城 県内		社宅・ 寮	5,577.83	201	17	—	—	218	—

(注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め346百万円であります。

2. 動産は、事務機器1,562百万円、その他196百万円であります。

3. 当行の店舗外現金自動設備92か所は上記に含めて記載しております。

4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

リース契約

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間 リース料 (百万円)
当行	—	本店及び 支店 67カ店 5出張所	宮城県内	銀行業	電算機 端末機 車輛運搬具 等	—	25
国内連結 子会社	仙銀ビ ジネス 株式 会社	仙台銀行 本社内	宮城県 仙台市 青葉区	銀行業	事務機器等	—	1

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	大河原 支店	宮城県 柴田郡 大河原町	建替	銀行業	店舗	144	95	自己資金	平成24年 12月	平成25年 5月
当行	塩釜 支店	宮城県 塩釜市	建替	銀行業	店舗	191	70	自己資金	平成24年 12月	平成25年 6月
当行	苦竹 支店	宮城県 仙台市 宮城野区	建替	銀行業	店舗	174	—	自己資金	平成25年 6月	平成25年 11月
当行	志津川 支店 ・ 歌津 支店	宮城県 本吉郡 南三陸町	新設	銀行業	店舗	未定	—	自己資金	未定	未定
当行	全店	宮城県内	更改	銀行業	情報系 システム等	1,739	155	自己資金	平成22年 9月	平成25年 5月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 除却

当連結会計年度末において、重要な設備の除却計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
第I種優先株式	30,000,000
計	110,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,564,661	同左	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(注)2
第I種優先株式	20,000,000	同左	—	(注)
計	27,564,661	同左	—	—

(注) 1. 第I種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式数は100株であります。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当銀行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

① 修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下、「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日における普通株式時価に修正されます(以下、かかる修正後の取得価額を、「修正後取得価額」という。)。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(3)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、決定日までの直近5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、(注)5.(5)⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

本①における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ. またはロ. の価額をいいます。

イ. 決定日を最終日とする5連続取引日(同日を含む。)の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

当該決定日(同日を含む。)までの直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、当該決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。)

ロ. イ. 以外の場合

連結BPS(ただし、当該決定日の直前に提出された継続開示書類中の財務情報の基準日の翌日以降に、(注)5.(5)⑧に定める取得価額の調整事由が生じたことにより取得価額が調整された場合には、上記調整事由により調整された取得価額相当額を意味するものとする。)

② 修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

(3) 行使価額等の下限

下限取得価額は302円(ただし、(注)5.(5)⑧による調整を受ける)。

(4) 当銀行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第I種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

5. 第Ⅰ種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 第Ⅰ種優先配当金

① 第Ⅰ種優先配当金

当銀行は、定款第55条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下、「第Ⅰ種優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された第Ⅰ種優先株式を有する株主(以下、「第Ⅰ種優先株主」という。)または第Ⅰ種優先株式の登録株式質権者(以下、「第Ⅰ種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該第Ⅰ種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当銀行の普通株式(以下、「普通株式」という。)を有する株主(以下、「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第Ⅰ種優先株式1株につき、第Ⅰ種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第Ⅰ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記②に定める配当率(以下、「第Ⅰ種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下、「第Ⅰ種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 第Ⅰ種優先配当率

平成24年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第Ⅰ種優先配当率

第Ⅰ種優先配当率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの)

上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下、「第Ⅰ種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、第Ⅰ種優先配当率は第Ⅰ種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において、「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、4月1日(同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度において第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第Ⅰ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対しては、第Ⅰ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第Ⅰ種優先中間配当金

当銀行は、定款第56条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅰ種優先株式1株当たり、各事業年度における第Ⅰ種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当(以下、「第Ⅰ種優先中間配当金」という。)を行う。

(3) 残余財産

① 残余財産の分配

当銀行の残余財産を分配するときは、第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第Ⅰ種優先株式1株につき、第Ⅰ種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第Ⅰ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記③に定める経過第Ⅰ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過第Ⅰ種優先配当金相当額

第Ⅰ種優先株式1株当たりの経過第Ⅰ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第Ⅰ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、上記の第Ⅰ種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録株式質権者に対して第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第Ⅰ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第Ⅰ種優先株主は、定時株主総会に第Ⅰ種優先配当金の額全部(第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第Ⅰ種優先配当金の額全部(第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第Ⅰ種優先配当金の額全部(第Ⅰ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

第Ⅰ種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当銀行が第Ⅰ種優先株式を取得すると引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第Ⅰ種優先株式の取得と引換えに、下記③に定める財産を交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A)取得請求をした日(以下、「取得請求日」という。)における当銀行の発行可能株式総数から、取得請求日における当銀行の発行済株式総数及び取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B)取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

平成25年4月1日から平成48年9月30日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第Ⅰ種優先株式の取得と引換えに、第Ⅰ種優先株主が取得の請求をした第Ⅰ種優先株式数に第Ⅰ種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第Ⅰ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第Ⅰ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

当初の取得価額は、取得請求期間の初日における普通株式時価(円位未満四捨五入)とする。ただし、当初取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

本④における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ. またはロ. の価額をいう。

イ. 取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日までの期間において、当銀行の普通株式が上場等(金融商品取引所または店頭売買有価証券市場(以下、「取引所等」という。)への上場または登録をいう。以下同じ。)をしている場合

当初取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、取引所等(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下、「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。)とする。

ロ. イ. 以外の場合

直近の有価証券報告書、半期報告書または四半期報告書(もしあれば)(連結BPS(以下に定義する。))に関するこれらの訂正報告書を含む。以下、「継続開示書類」という。)における1株当たり純資産額(連結ベースとし、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針第35項に従い、貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、少数株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算する。以下、「連結BPS」という。)

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下、「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日における普通株式時価に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

本⑤における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ. またはロ. の価額をいう。

イ. 決定日を最終日とする5連続取引日(同日を含む。)の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

当該決定日(同日を含む。)までの直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、当該決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。)

ロ. イ. 以外の場合

連結BPS(ただし、当該決定日の直前に提出された継続開示書類中の財務情報の基準日の翌日以降に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じたことにより取得価額が調整された場合には、上記調整事由により調整された取得価額相当額を意味するものとする。)

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

302円(ただし、下記⑧による調整を受ける。)

⑧ 取得価額の調整

イ. 第I種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価(下記ハ. に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。))その他の証券(以下、「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。))が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記ニ. に定義する。以下、本(C)、下記(D)及び(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。))をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (D) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における修正後の価額(以下、「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下、「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ. に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日(以下、「調整日」という。)における普通株式時価とする。なお、調整日の前日を最終日とする5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ. (A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ. (D)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。))からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ. (B)および(F)の場合には0円、上記イ. (C)ないし(E)の場合には価額(ただし、(D)の場合は修正価額)とする。
- ニ. 上記イ. (C)ないし(E)および上記ハ. (D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

へ、上記イ。(A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ。(A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト、取得価額調整式により算出された上記イ、第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

本⑧における「普通株式時価」とは、以下に定める(a)または(b)の価額をいう。

(a) 調整日からこれに先立つ5連続取引日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

調整日の前日を最終日とする5連続取引日の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は本⑧に準じて調整する。

(b) (a)以外の場合

連結BPS

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額(下記(7)、②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第I種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当銀行は、かかる第I種優先株式を取得するのと引換えに、第I種優先株式1株につき、第I種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第I種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第I種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において当銀行の普通株式時価が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、第I種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

本項における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ、またはロ、の価額をいう。

イ、取得日を決定する取締役会の開催日を最終日とする30営業日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

取引所等における当銀行の普通株式の終値

ロ、イ、以外の場合

連結BPS

なお、本項においては、上記(3)③に定める経過第I種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第I種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得条項

① 普通株式を対価とする一斉取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第I種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第I種優先株式を取得するのと引換えに、各第I種優先株主に対し、その有する第I種優先株式数に第I種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第I種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価(以下、「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第I種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

「一斉取得価額」とは、以下に定める(a)または(b)の価額をいう。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

- (a) 一斉取得日からこれに先立つ45連続取引日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合
 一斉取得日に先立つ30連続取引日の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。
- (b) (a) 以外の場合
 連結BPS
- (8) 株式の分割または併合及び株式無償割当て
- ① 分割または併合
 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式及び第Ⅰ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- ② 株式無償割当て
 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第Ⅰ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
6. 種類株主総会の決議
 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはしておりません。
7. 第Ⅰ種優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。これは、当銀行が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】
 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第92期下半期 (平成24年10月1日から 平成25年3月31日まで)	第92期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年8月2日 (注) 1	—	7,591	—	7,485	△5,875	—
平成23年9月30日 (注) 2	20,000	27,591	15,000	22,485	15,000	15,000
平成24年6月27日 (注) 1	—	27,591	—	22,485	△4,210	10,789
平成24年9月28日 (注) 3	△26	27,564	—	22,485	—	10,789

(注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

2. 有償 第三者割当による第I種優先株式の発行

発行価格 1株につき1,500円 資本組入額 1株につき1,500円

割当先 株式会社整理回収機構

3. 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	75,646	—	—	—	75,646	61
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

第I種優先株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	200,000	—	—	—	200,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社じもとホールディングス	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	27,564	100.00
計	—	27,564	100.00

(注) 当行は株式会社きらやか銀行と、平成24年10月1日、株式移転により共同で設立した持株会社株式会社じもとホールディングスの完全子会社となっております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	第I種優先株式 20,000,000 普通株式 7,564,600	275,646	(注)1、2
単元未満株式	普通株式 61	—	—
発行済株式総数	27,564,661	—	—
総株主の議決権	—	275,646	—

(注) 1. 第I種優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載のとおりであります。

2. 第I種優先株式については、平成24年6月26日開催の当行の定時株主総会において、第I種優先株主が第I種優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案が提出されなかったことから、当行の定款第15条ただし書きの定めに基づき、同総会以降、当行の株主総会における議決権を有しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,479	811,290
当期間における取得自己株式	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	26,439	66,835,418	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3 【配当政策】

- (1) 当行は、地域金融機関としての公共性と健全性維持の観点から、内部留保の充実を図りつつ、完全親会社である株式会社じもとホールディングスの経営方針に従って、配当を行うことを基本方針としております。当行の配当は中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては定款の定めにより取締役会で決議することとしております。
- (2) 当事業年度の普通配当につきましては、上記方針にもとづき、1株当たりの期末配当を47円とさせて頂いております。また、第I種優先株式の配当につきましては、発行要項に定められた優先配当率に従いまして、1株当たりの期末配当金を3円とさせて頂いております。なお、中間配当につきましては、前事業年度の赤字決算により配当に充当すべき剰余金等を取り崩したことから、見送りとさせて頂きました。
- (3) 内部留保資金につきましては、今後の事業展開への備えとするとともに、安定した財務基盤の構築のための原資として活用いたします。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成25年6月25日 定時株主総会決議	普通株式	355	47
	第I種優先株式	60	3

4 【株価の推移】

当行の株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長		三井 精一	昭和17年7月11日生	昭和41年4月 株式会社振興相互銀行(現株式会社 仙台銀行)入行 平成6年8月 当行石巻支店長 平成9年6月 当行取締役本店営業部長 平成13年1月 当行常務取締役推進部長 平成13年6月 当行代表取締役頭取 平成24年10月 株式会社じもとホールディングス 代表取締役会長 平成25年6月 株式会社じもとホールディングス 取締役退任 当行取締役会長(現職)	平成25年 6月から 1年	—
取締役頭取 (代表 取締役)		鈴木 隆	昭和29年1月20日生	昭和52年4月 株式会社振興相互銀行(現株式会社 仙台銀行)入行 平成15年4月 当行推進部副部長兼個人営業課長 平成15年6月 当行取締役融資部長 平成17年6月 当行取締役企画部長 平成18年4月 当行取締役企画部長兼リスク統括 部長 平成18年6月 当行取締役総務部長 平成19年6月 当行常務取締役総務部長 平成20年6月 当行常務取締役 平成21年6月 当行代表取締役常務 平成24年10月 株式会社じもとホールディングス 取締役 平成25年6月 株式会社じもとホールディングス 代表取締役会長(現職) 当行代表取締役頭取(現職)	平成25年 6月から 1年	—
専務取締役 (代表 取締役)		御園生 勇郎	昭和29年4月2日生	昭和53年4月 株式会社振興相互銀行(現株式会社 仙台銀行)入行 平成17年4月 当行東部工場団地支店長 平成18年6月 当行取締役企画部長 平成20年6月 当行常務取締役企画部長 平成21年6月 当行常務取締役 平成24年10月 株式会社じもとホールディングス 取締役(現職) 平成25年6月 当行代表取締役専務(現職)	平成25年 6月から 1年	—
常務取締役		高橋 博	昭和29年3月22日生	昭和52年4月 株式会社振興相互銀行(現株式会社 仙台銀行)入行 平成17年4月 当行苦竹支店長 平成19年6月 当行取締役本店営業部長 平成20年6月 当行取締役総務部長 平成25年6月 株式会社じもとホールディングス 取締役(現職) 当行常務取締役(現職)	平成25年 6月から 1年	—
常務取締役		斎藤 義明	昭和34年1月8日生	昭和56年4月 株式会社振興相互銀行(現株式会社 仙台銀行)入行 平成21年4月 当行業務監査部長 平成22年6月 当行取締役リスク統括部長 平成23年6月 当行取締役本店営業部長 平成25年6月 株式会社じもとホールディングス 取締役(現職) 当行常務取締役(現職)	平成25年 6月から 1年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		芳賀隆之	昭和36年1月12日生	昭和59年4月 平成23年4月 平成23年6月 平成24年5月 平成24年10月	株式会社振興相互銀行(現株式会社 仙台銀行)入行 当行企画部長兼カード事業部長 当行取締役企画部長兼カード事業 部長 当行取締役企画部長 株式会社じもとホールディングス 取締役総合企画部長(現職) 当行取締役(現職)	平成25年 6月から 1年	—
取締役	地元企業 応援部長	佐藤彰	昭和30年4月3日生	昭和53年4月 平成24年5月 平成25年6月	株式会社振興相互銀行(現株式会社 仙台銀行)入行 当行推進部長兼カード事業部長 当行取締役地元企業応援部長(現 職)	平成25年 6月から 1年	—
取締役	本店営業 部長	香川利則	昭和31年4月18日生	昭和54年4月 平成24年2月 平成25年6月	株式会社振興相互銀行(現株式会社 仙台銀行)入行 当行市場運用部長 当行取締役本店営業部長(現職)	平成25年 6月から 1年	—
取締役		熊谷満	昭和16年7月25日生	昭和40年4月 平成15年6月 平成17年6月 平成21年6月 平成22年6月 平成24年10月	東北電力株式会社入社 同社代表取締役副社長 東北電力株式会社取締役退任 株式会社ユアテック代表取締役社 長 株式会社ユアテック代表取締役会 長(現職) 当行取締役(現職) 株式会社じもとホールディングス 取締役(現職)	平成25年 6月から 1年	—
常勤監査役		佐藤政文	昭和29年4月26日生	昭和53年4月 平成18年6月 平成19年6月 平成22年6月	株式会社振興相互銀行(現株式会社 仙台銀行)入行 当行リスク統括部長 当行取締役リスク統括部長 当行常勤監査役(現職)	平成24年 6月から 4年	—
監査役		長谷部俊一	昭和28年2月10日生	昭和51年4月 平成20年6月 平成21年6月 平成24年10月	株式会社振興相互銀行(現株式会社 仙台銀行)入行 当行中央通支店長 当行常勤監査役 株式会社じもとホールディングス 常勤監査役(現職) 当行監査役(現職)	平成24年 6月から 4年	—
監査役		菅野國夫	昭和8年9月24日生	昭和52年4月 昭和62年4月 平成13年2月 平成19年3月 平成22年6月 平成24年10月	東北学院大学法学部助教授 東北学院大学法学部教授 弁護士登録(仙台弁護士会) 東北学院大学名誉教授(現職) 当行監査役(現職) 株式会社じもとホールディングス 監査役(現職)	平成23年 6月から 4年	—
監査役		小林伸一	昭和25年1月13日生	昭和48年4月 平成17年4月 平成18年4月 平成20年3月 平成20年4月 平成24年3月 平成24年6月	宮城県採用 同 古川地方振興事務所長 同 企画部長 同 退職 宮城県教育委員会教育長 同 退任 当行監査役(現職)	平成24年 6月から 4年	—
計							—

(注) 1. 取締役熊谷満氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役菅野國夫及び小林伸一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

コーポレート・ガバナンスの状況につきましては、原則として当事業年度末現在における状況について記載しておりますが、有価証券報告書提出日までに重要な事象がある場合には、当該有価証券報告書提出日現在の状況について記載しております。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要等

当行は監査役会設置会社となっております。

取締役会につきましては、社外取締役1名を含む9名の取締役が、取締役会を毎月1回開催し、業務執行に関する経営方針を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。

また、本店常勤取締役及び部長により構成する経営委員会を設置し、原則として毎週2回開催しております。本委員会では、取締役会において決定した経営方針に基づき、その具体的な執行方針等を定めるとともに、業務執行の重要事項について決定・協議し、併せて業務執行の全般的な統制を行っております。

監査役会につきましては、監査役4名のうち半数の2名を社外監査役として選任し、監査の実効性を高めるとともに、取締役会への出席・意見陳述等を通じて、有効かつ適切な監査が行われるようにしております。

当行と社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役のいずれも会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

なお、当行の定款に定める役員の定数は、取締役を12名以内、監査役を4名以内としております。また、その選任は取締役・監査役ともに、株主総会において選任することとし、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこと、並びに取締役の選任議決は累積投票によらないことを定款に定めております。

② 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの整備状況につきましては、平成18年5月開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、法令遵守やリスク管理などの関連規程や行内組織の整備等に取り組んでおります。内部監査部門である業務監査部において、内部管理態勢の適切性及び業務諸活動状況の健全性及び効率性について、公正かつ客観的に検証・評価し、必要に応じて有効な改善案等を提言しております。

また、平成20年4月開催の取締役会において、本基本方針を一部改定し、反社会的勢力の取組姿勢に関する事項を追加しました。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、業務監査部を設置し、9名体制で実施しております。内部監査基本計画を半年毎に策定し、頭取へ提出し、取締役会の承認を得ております。本計画に基づき、内部管理態勢や業務諸活動状況の検証・評価を目的とした通常監査を実施しております。また、取締役会で決定した場合や頭取が必要と認めた場合は、頭取の命令により特別監査を実施しております。

監査役監査につきましては、監査役4名のうち半数の2名を社外監査役として選任し、監査役全員で監査役会を組織しております。監査の開始にあたり、監査方針、監査計画、監査の方法等を監査役会で協議・策定し、監査を実施しております。

内部統制につきましては、統括部署は企画部経営管理室とし、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を統括しております。また、評価部署は業務監査部監査課とし、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を確認しております。両部署は、相互に連携して財務報告に係る内部統制の具体的な作業プロセスを担当し、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行っております。

内部監査、監査役監査、会計監査はそれぞれが独立性を保ちながらも、監査役は、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証するとともに、必要に応じて監査役会において内部監査部門、会計監査人等から報告を受けるなど相互連携を図っております。

④ 会計監査の状況

会計監査につきましては、業務を執行した公認会計士は齋藤憲芳・高嶋清彦・瀬底治啓であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当行の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう措置をとっていることから、継続監査年数につきましては全員7年以内となっております。

また、監査業務に係る補助者の構成につきましては、公認会計士7名、その他7名となっております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役

(ア) 当行の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役熊谷満が、代表取締役会長に就任しております株式会社ユアテックは、当行との間に電気工事等の取引があり、当行は同社の株式を保有しており、取締役会長三井精一が同社の社外監査役に就任しております。また、代表取締役副社長に就任しておりました東北電力株式会社は、当行との間に貸出金等の取引があり、当行は同社の株式を保有しております。

社外監査役小林伸一が勤務しておりました宮城県は、当行との間に県債引受等の取引がありません。

社外監査役菅野國夫は、当行との間に特記すべき利害関係はございません。

(イ) 社外取締役は、客観的・中立的な立場から、経営者としての豊かな経験と高い見識により、取締役の業務執行に対する監督機能を高め、当行の経営の健全性確保に十分な役割を果たしております。

各社外監査役は、客観的・中立的な立場から、長年培ってきた知識・経験と幅広い見識により、監査体制の強化を図り、当行の経営の健全性確保に十分な役割を果たしております。

また、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定められておりませんが、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素を参考にしております。

(ウ) 社外取締役は取締役会において、また、社外監査役は取締役会及び監査役会において、当行の業務執行に対する監督・監査を行っており、内部監査、監査役監査、会計監査についての審議・協議を行い、または報告を受けるなどの相互連携を図り、内部統制の整備及び運用状況について監視、検証を行っております。

また、代表取締役と監査役会の意見交換会を定期的で開催しております。

⑥ リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備状況

(ア) リスク管理体制の整備状況

(基本方針)

金融機関で取扱う業務や商品が、急速に多様化・複雑化しているなか、当行におけるリスクも多様化しております。

このような中、当行では、地域金融機関として地域経済・社会での使命を果たすため、健全かつ適切な経営の維持と安定した収益を確保するとともに、揺るぎない信用と信頼の確立が必要であると認識しております。

このため、リスク管理体制の強化を経営の重要課題の一つに位置付け、リスクを的確に把握し、適切に管理・コントロールしていくよう行内の体制整備に取り組んでおります。

(運営体制)

運営体制につきましては、各リスクの管理については各主管部署で行うとともに、リスク統括部リスク管理室にて、これらを総合的に管理する体制にしております。

また、リスク管理委員会を毎月開催し、全行的立場から、業務の健全性と適切性を確保するため、リスク管理に係る施策の実施と実施状況の監視を行っております。併せて、ALM委員会において、資産及び負債の総合管理について協議しております。

(イ) コンプライアンス体制の整備状況

(基本方針)

当行は行是を「信を万事の本と為す」と定めており、社会からの信用と信頼を確保することを企業理念としております。

当行では、この行是の精神を行内に広く浸透・徹底させ、金融機関としての公共的使命や社会的

責任を果たしていくため、以下に掲げる「コンプライアンス基本方針」を定め、実効性あるコンプライアンス態勢の確立を目指しております。

コンプライアンス基本方針

1. 当行は、銀行の持つ社会的責任や公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図ります。
2. 当行は、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに的確に応えるとともに、質の高い金融サービスの提供を通じて、地域の経済・社会の発展に貢献します。
3. 当行は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行します。
4. 当行は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
5. 当行は、従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。
6. 当行は、環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に取り組みます。
7. 当行は、銀行が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。
8. 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

以上

(運営体制)

当行では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つに位置付け、取締役が自ら率先垂範して取り組むべき問題であることを認識し、その実効性を確保するため取締役コンプライアンス規程を定めております。また、本支店が一体となったコンプライアンス運営体制を以下のように構築し、コンプライアンス態勢の一層の充実・強化に向けて取り組んでおります。

当行では、今後とも、全役職員のコンプライアンスに対する意識を更に浸透させるとともに、実効性のある内部管理態勢の確立に向けて取り組んでまいります。

A 取締役会

取締役会は、コンプライアンスに関わる基本方針並びに遵守規準等を策定するとともに、コンプライアンスに関する諸問題について議論を行うなど、コンプライアンス態勢の構築に努めております。

B 監査役

監査役は、取締役会に付議されたコンプライアンスに関する議案に対し必要に応じて意見を述べるなど、コンプライアンス態勢を監視しております。

C コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢を整備し、全行的立場から、当行業務の健全性と適正性を確保するためのコンプライアンスに係る施策の実施及び実施状況の監視を行っております。

D 内部管理体制整備分科会

コンプライアンス委員会の下部組織である内部管理体制整備分科会において、内部管理体制上の問題点の発見・協議・検討を行い、改善策を同委員会へ提言する等の活動を行っております。

E リスク統括部コンプライアンス室

当行におけるコンプライアンスを推進・統括する部署として、リスク統括部にコンプライアンス室を設置しております。

コンプライアンス統括部署の管理者はリスク統括部長とし、法令等遵守態勢の整備・確立を図るため、内部規程等の策定、態勢の整備・評価・改善活動の実施についての責任を担っております。

当室は、コンプライアンスを推進・統括する部署として当行全体のコンプライアンスに関する事項を統括し、中立的、牽制的立場から客観的評価及び教育指導等を行うとともに、各部署と連携し、コンプライアンス態勢の充実、強化に努めております。

また、具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、コンプ

ライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、取締役会の承認を得て取り組んでおります。

F 本部・営業店

本部各部・営業店毎に、コンプライアンス責任者・担当者を配置し、本支店一体での取り組み体制を構築しております。お客様に接する営業店では、支店長がコンプライアンス責任者として、コンプライアンスの中心的な役割を担っております。

営業店では、「コンプライアンス・プログラム」の基本方針等に基づき、職場研修などの具体的な施策に取り組んでおります。その取り組みは、四半期毎に統括部署であるコンプライアンス室に報告し、同室が報告内容を検証しております。併せて、コンプライアンス室が営業店へ臨店モニタリングを行い、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況及びコンプライアンス態勢の整備状況をチェックする体制としております。

本部では、所管業務に関わるコンプライアンス事項を統括するとともに、コンプライアンス上の課題への取り組みや営業店への教育指導に努めております。また、関係各部やコンプライアンス室と連携し、「コンプライアンス・プログラム」の策定に参画するなど、コンプライアンス態勢の充実、強化に取り組んでおります。

⑦ 役員の報酬等の内容

役員報酬の内容につきましては、平成19年6月28日開催の第86回定時株主総会の決議により、取締役の報酬年額の限度額を1億2,000万円(うち社外取締役分は500万円)、監査役の報酬年額の限度額を4,000万円と定めております。なお、取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含まれません。

また、役員の報酬等の額は、当行の業績等を総合的に勘案のうえ、株主総会で定められた限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	
			基本報酬
取締役	8	67	67
監査役	2	17	17
社外役員	4	5	5

(注) 1. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

2. 員数には、平成24年6月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員1名を含んでおります。

3. 上記のほか、使用人兼務取締役4名の使用人分報酬29百万円(使用人分給与27百万円、使用人分賞与1百万円)があります。

⑧ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

⑨ 株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の特別決議要件については、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

また、種類株主総会の特別決議要件については、会社法第324条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これらは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 種類株式(第I種優先株式)

第I種優先株式は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」に記載のとおり、普通株式と議決権に差異を有しており、無議決権株式となっております。

ただし、第I種優先株主は、定時株主総会に第I種優先配当金の額全部(第I種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第I種優先配当金の額全部(第I種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第I種優先配当金の額全部(第I種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができることとなります。

なお、平成24年6月26日開催の定時株主総会より、第I種優先株主である株式会社整理回収機構は、議決権200,000個を有しておりましたが、平成24年10月1日、当行は株式会社きらやか銀行と、株式移転により共同で持株会社株式会社じもとホールディングスを設立し、同日、同社が第I種優先株主となり、議決権200,000個(総株主等の議決権に対する割合100.00%)を有しております。

⑪ 株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 1 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 88百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額の2銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社やまや	60,060	106	取引関係維持・向上
株式会社鐘崎	104,060	39	取引関係維持・向上

(当事業年度)

貸借対照表計上額の1銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社やまや	60,060	88	取引関係維持・向上

ハ、保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	7,354	161	3	△3,657

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	8,496	119	△396	1,562

ニ、当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

ホ、当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	38	13	39	2
連結子会社	—	—	—	—
計	38	13	39	2

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容といたしましては、前連結会計年度は経営統合に係る財務デューデリジェンス及びシステム移行リスク管理態勢調査、当連結会計年度は経営統合に係る会計業務の全般的な助言・協議に関する業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。
会計基準等の内容を適切に把握するため、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※6 60,263	※6 85,551
買入金銭債権	884	831
有価証券	※6, ※12 344,161	※6, ※12 366,711
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 514,182	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 554,785
外国為替	187	180
その他資産	※6 2,717	※6 3,100
有形固定資産	※9, ※10 12,624	※9, ※10 12,664
建物	2,747	2,740
土地	※8 7,851	※8 7,914
リース資産	43	59
建設仮勘定	51	190
その他の有形固定資産	1,931	1,759
無形固定資産	555	565
ソフトウェア	494	330
その他の無形固定資産	60	234
繰延税金資産	19	3
支払承諾見返	1,820	1,680
貸倒引当金	△10,252	△7,618
資産の部合計	927,164	1,018,455
負債の部		
預金	814,623	834,924
譲渡性預金	64,940	128,930
借入金	※11 4,677	※11 4,697
外国為替	0	0
その他負債	2,694	2,438
賞与引当金	—	152
退職給付引当金	77	60
利息返還損失引当金	8	6
睡眠預金払戻損失引当金	82	154
偶発損失引当金	105	73
繰延税金負債	496	1,739
再評価に係る繰延税金負債	※8 1,623	※8 1,623
支払承諾	1,820	1,680
負債の部合計	891,151	976,483
純資産の部		
資本金	22,485	22,485
資本剰余金	20,242	10,789
利益剰余金	△10,687	1,083
自己株式	△66	—
株主資本合計	31,973	34,357
その他有価証券評価差額金	1,648	5,223
土地再評価差額金	※8 2,391	※8 2,391
その他の包括利益累計額合計	4,039	7,614
純資産の部合計	36,013	41,972
負債及び純資産の部合計	927,164	1,018,455

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
経常収益	15,183	17,599
資金運用収益	11,887	11,773
貸出金利息	9,566	9,247
有価証券利息配当金	2,122	2,411
コールローン利息及び買入手形利息	104	62
預け金利息	24	4
その他の受入利息	69	47
役務取引等収益	2,229	2,482
その他業務収益	732	765
その他経常収益	333	2,577
貸倒引当金戻入益	—	2,082
償却債権取立益	31	84
その他の経常収益	302	411
経常費用	23,340	15,104
資金調達費用	1,157	782
預金利息	721	510
譲渡性預金利息	59	63
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
借入金利息	175	19
その他の支払利息	201	189
役務取引等費用	1,256	1,140
その他業務費用	978	667
営業経費	11,026	10,637
その他経常費用	8,922	1,876
貸倒引当金繰入額	4,443	—
その他の経常費用	※1 4,478	※1 1,876
経常利益又は経常損失(△)	△8,157	2,494
特別利益	1	—
固定資産処分益	1	—
特別損失	321	134
固定資産処分損	31	104
減損損失	※2 290	※2 30
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△8,477	2,360
法人税、住民税及び事業税	28	50
法人税等還付税額	△53	△1
法人税等調整額	993	△73
法人税等合計	967	△24
当期純利益又は当期純損失(△)	△9,445	2,384

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△9,445	2,384
その他の包括利益	※1 3,323	※1 3,574
その他有価証券評価差額金	3,166	3,574
土地再評価差額金	156	—
包括利益	△6,122	5,959
親会社株主に係る包括利益	△6,122	5,959

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	7,485	22,485
当期変動額		
新株の発行	15,000	—
当期変動額合計	15,000	—
当期末残高	22,485	22,485
資本剰余金		
当期首残高	5,875	20,242
当期変動額		
新株の発行	15,000	—
欠損填補	△632	△9,453
当期変動額合計	14,367	△9,453
当期末残高	20,242	10,789
利益剰余金		
当期首残高	△1,947	△10,687
当期変動額		
欠損填補	632	9,453
当期純利益又は当期純損失(△)	△9,445	2,384
自己株式の消却	—	△66
土地再評価差額金の取崩	72	—
当期変動額合計	△8,739	11,771
当期末残高	△10,687	1,083
自己株式		
当期首残高	△64	△66
当期変動額		
自己株式の取得	△1	△0
自己株式の消却	—	66
当期変動額合計	△1	66
当期末残高	△66	—
株主資本合計		
当期首残高	11,347	31,973
当期変動額		
新株の発行	30,000	—
欠損填補	—	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△9,445	2,384
自己株式の取得	△1	△0
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	72	—
当期変動額合計	20,625	2,384
当期末残高	31,973	34,357

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△1,517	1,648
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,166	3,574
当期変動額合計	3,166	3,574
当期末残高	1,648	5,223
土地再評価差額金		
当期首残高	2,306	2,391
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	84	—
当期変動額合計	84	—
当期末残高	2,391	2,391
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	789	4,039
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,250	3,574
当期変動額合計	3,250	3,574
当期末残高	4,039	7,614
純資産合計		
当期首残高	12,137	36,013
当期変動額		
新株の発行	30,000	—
当期純利益又は当期純損失（△）	△9,445	2,384
自己株式の取得	△1	△0
土地再評価差額金の取崩	72	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,250	3,574
当期変動額合計	23,876	5,958
当期末残高	36,013	41,972

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△8,477	2,360
減価償却費	685	895
減損損失	290	30
貸倒引当金の増減(△)	3,386	△2,634
賞与引当金の増減額(△は減少)	—	152
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△20	△16
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	1	△2
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	7	71
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△20	△31
資金運用収益	△11,887	△11,773
資金調達費用	1,157	782
有価証券関係損益(△)	4,198	292
為替差損益(△は益)	△0	△0
固定資産処分損益(△は益)	29	104
貸出金の純増(△)減	△27,164	△40,602
預金の純増減(△)	87,181	20,300
譲渡性預金の純増減(△)	24,340	63,990
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	2,170	1,520
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	130	372
コールローン等の純増(△)減	14,143	53
外国為替(資産)の純増(△)減	△13	6
外国為替(負債)の純増減(△)	△0	0
資金運用による収入	9,770	9,414
資金調達による支出	△919	△1,176
その他	648	205
小計	99,635	44,313
法人税等の還付額	109	16
法人税等の支払額	△27	△28
営業活動によるキャッシュ・フロー	99,717	44,302
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△188,831	△142,413
有価証券の売却による収入	60,877	100,317
有価証券の償還による収入	15,150	23,505
投資活動としての資金運用による収入	2,051	2,458
有形固定資産の取得による支出	△1,415	△792
有形固定資産の売却による収入	51	—
無形固定資産の取得による支出	△341	△177
資産除去債務の履行による支出	△3	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△112,461	△17,103

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△14	△20
劣後特約付借入金の返済による支出	△6,500	△1,500
財務活動としての資金調達による支出	△151	△16
株式の発行による収入	30,000	—
配当金の支払額	△0	△1
自己株式の取得による支出	△1	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	23,331	△1,539
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,586	25,659
現金及び現金同等物の期首残高	49,209	59,796
現金及び現金同等物の期末残高	※1 59,796	※1 85,456

注記事項

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 1社
主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。
- (2) 非連結子会社 0社

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社 0社
- (2) 持分法適用の関連会社 0社
- (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社
- (4) 持分法非適用の関連会社 0社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。
3月末日 1社
- (2) 子会社については、決算日の財務諸表により連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
当行及び連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物： 2年～50年
その他： 2年～20年
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の

支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,102百万円(前連結会計年度末は3,730百万円)であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(2,385百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債はございません。

(12) リース取引の処理方法

当行の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【未適用の会計基準等】

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法を変更し、開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

(2) 適用予定日

当行は①については、平成25年4月1日に開始する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	449百万円	208百万円
延滞債権額	30,232百万円	27,021百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	152百万円	147百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	233百万円	322百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
合計額	31,068百万円	27,699百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	3,829百万円	3,589百万円

※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
現金預け金	0百万円	0百万円
有価証券	89,633百万円	71,987百万円
その他資産	3百万円	1百万円

また、その他資産には、敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
敷金保証金	213百万円	183百万円

※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
融資未実行残高	140,850百万円	142,577百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	140,850百万円	142,577百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	3,238百万円	2,887百万円

※9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	6,022百万円	6,187百万円

※10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
圧縮記帳額	313百万円	297百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
劣後特約付借入金	1,500百万円	一百万円

※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1,230百万円	850百万円

(連結損益計算書関係)

※1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
貸出金償却	120百万円	35百万円
株式等売却損	19百万円	478百万円
株式等償却	3,885百万円	0百万円
その他	453百万円	1,362百万円

(注)当連結会計年度のその他のうち841百万円は、新システムへの移行にかかる費用であります。

※2. 減損損失

以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:百万円)

項番	地域	用途	種類	減損 損失額
1	宮城県白石市	営業用店舗	土地・建物・その他の有形固定資産	27
2	宮城県亶理郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	114
3	東京都中央区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	5
4	宮城県柴田郡	営業用店舗	土地	32
5	宮城県牡鹿郡	営業用店舗	土地	16
6	宮城県本吉郡	営業用店舗	土地	26
7		営業用店舗	土地	11
8	宮城県気仙沼市	営業用店舗	土地	17
9	宮城県石巻市	営業用店舗	土地	5
10	宮城県栗原市	営業用店舗	土地・建物・その他の有形固定資産	14
11	宮城県大崎市	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	19

上記の資産のうち、項番1～3については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと、項番4については、使用を中止して遊休状態となる予定であること、項番5～9については、「震災」の影響により使用不能の状態となり、将来の使用開始の目途が立っていないこと、項番10、11については、店舗の再編成に伴い使用を中止することから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行グループの管理会計上の最小区分(営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング)で行っております。

なお、遊休資産、使用不能資産及び使用中止資産については、個々の資産単位でグルーピングを行っております。

また、当該資産グループの回収可能価額の算定は、項番1については将来キャッシュ・フローを1.5%の割引率により割り引いて算定した使用価値により測定しており、項番2～11については当行の担保評価基準に基づいた合理的な価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

項番	地域	用途	種類	減損 損失額
1	宮城県亘理郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	4
2	宮城県気仙沼市	営業用店舗	その他の有形固定資産	14
3	宮城県仙台市青葉区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	11

上記の資産のうち、項番1及び2については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと、項番3については、店舗の再編成に伴い使用を中止する予定であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行グループの管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング）で行っております。

なお、使用中止予定資産については、個々の資産単位でグルーピングを行っております。

また、当該資産グループの回収可能価額は、資産の減価償却計算に用いている税法規定に基づく残存価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

（連結包括利益計算書関係）

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△501	4,617
組替調整額	4,563	289
税効果調整前	4,062	4,907
税効果額	△895	△1,332
その他有価証券評価差額金	3,166	3,574
土地再評価差額金		
当期発生額	—	—
組替調整額	—	—
税効果調整前	—	—
税効果額	156	—
土地再評価差額金	156	—
その他の包括利益合計	3,323	3,574

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,591	—	—	7,591	
第I種優先株式	—	20,000	—	20,000	(注) 1
合計	7,591	20,000	—	27,591	
自己株式					
普通株式	23	1	—	24	(注) 2
合計	23	1	—	24	

(注) 1. 発行済株式の第I種優先株式の増加20,000千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 当連結会計年度における増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,591	—	26	7,564	(注) 1
第I種優先株式	20,000	—	—	20,000	
合計	27,591	—	26	27,564	
自己株式					
普通株式	24	1	26	—	(注) 2
合計	24	1	26	—	

(注) 1. 発行済株式の減少は、自己株式の消却による減少であります。

2. 当連結会計年度における増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	355	利益剰余金	47.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	第I種 優先株式	60	利益剰余金	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金預け金勘定	60,263百万円	85,551百万円
定期預け金	△0百万円	△0百万円
その他の預け金	△466百万円	△94百万円
現金及び現金同等物	59,796百万円	85,456百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

車輛運搬具

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	21	18	—	3
無形固定資産	—	—	—	—
合計	21	18	—	3

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	8	6	—	1
無形固定資産	—	—	—	—
合計	8	6	—	1

② 未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	2	1
1年超	1	—
合計	3	1
リース資産減損勘定の残高	—	—

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
支払リース料	6	2
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	5	2
支払利息相当額	0	0
減損損失	—	—

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	9	7
1年超	—	—
合計	9	7

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、「当行」と総称。）は、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

主に法人・個人及び地方公共団体等を中心としたお客様からの預金等を受け入れ、中小企業向け及び地方公共団体向け貸出や住宅ローン等で貸出し、また、有価証券で運用しております。貸出金については、特定の取引先や特定先のグループ、特定の業種等へ与信が集中することのないように小口分散化し、集中リスクを排除しております。また、有価証券については、株式のほか、国債や地方債、公社公団債及び格付の高い事業債等、安全性の高い金融資産で運用しております。主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(A L M)を行っております。デリバティブは、ヘッジを目的としたデリバティブ取引のほかに、保有株式を基にした株券オプション取引を行っておりますが、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として宮城県内の法人・個人及び地方公共団体等に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクがありますが、デリバティブ取引は主にヘッジ目的として行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

当行では、A L M の一環でデリバティブ取引として金利スワップ取引を行っており、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融資産及び負債に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用し、金利スワップの特例処理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」をはじめ、当行で定める信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、企業再生支援への取組み、問題債権の管理など、信用リスク管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか信用リスク管理の主管部署である融資部により行われ、定期的に経営委員会及び取締役会を開催し、信用リスク管理状況等について審議・報告を行っております。

② 市場リスクの管理

当行では、市場リスクのリスク管理主管部署を市場関連業務の運営部門から独立したリスク統括部とし、市場関連業務のミドル・オフィスの機能を果たすこととし、また、市場関連業務の運営部門については、フロント・オフィスである市場運用部市場運用課とバック・オフィスである市場運用部証券管理課を部内において分離した組織体制とし相互牽制機能を果たす体制としております。

(i) 金利リスクの管理

当行は、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「市場リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、A L M委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、アウトライヤー基準の金利リスクやV a R及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでA L M委員会及び経営委員会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、為替スワップ等を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「有価証券業務施策」に従って行っております。市場運用部では、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、ALM委員会及び経営委員会に定期的に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

当行のデリバティブ取引は主にヘッジ目的で行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

また、取引に関しては、約定を行うフロント・オフィスと勘定処理や照合等を行うバック・オフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当行では、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式・国債・地方債・社債・投資信託は2ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・金利スワップ・その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、定量分析を行っております。

当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。

なお、上記のほか、市場信用リスク等については、近似的解析法等の方法によりリスク量を補完しております。

平成25年3月31日において、当該リスク量の大きさは5,759百万円（前連結会計年度末は5,054百万円）になります。

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで、保有期間2ヶ月・6ヶ月VaR（信頼区間は99%）を用いてバックテストを行った結果、実際の損失VaRを超えた回数はなく、使用するモデルは十分な精度があると考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき市場運用部が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、その監視状況をALM委員会及び経営委員会に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません。（(注2)参照）

前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	60,263	60,263	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,230	18,196	△2,033
その他有価証券	323,654	323,654	—
(3) 貸出金	514,182		
貸倒引当金(※1)	△10,007		
	504,175	511,872	7,697
資産計	908,323	913,987	5,663
(1) 預金	814,623	814,820	197
(2) 譲渡性預金	64,940	64,940	—
(3) 借入金	4,677	4,671	△5
負債計	884,241	884,432	191

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	85,551	85,551	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	19,850	19,309	△540
その他有価証券	346,584	346,584	—
(3) 貸出金	554,785		
貸倒引当金(※1)	△7,437		
	547,348	552,239	4,891
資産計	999,333	1,003,685	4,351
(1) 預金	834,924	835,054	130
(2) 譲渡性預金	128,930	128,929	△0
負債計	963,854	963,984	129

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及びブローカーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金は、取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当行の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、劣後ローンについては、当行が発行した場合に付与される劣後債の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
非上場株式(※1)	277	277
合計	277	277

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について134百万円減損処理を行っております。当連結会計年度において、非上場株式について減損処理を行っておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	46,265	—	—	—	—
有価証券	12,771	65,713	171,538	18,874	64,480
満期保有目的の債券	330	760	140	—	19,000
うち社債	330	760	140	—	—
その他	—	—	—	—	19,000
その他有価証券のうち満期があるもの	12,441	64,953	171,398	18,874	45,480
うち国債	3,260	14,209	90,672	6,500	27,500
地方債	1,046	9,782	35,699	1,300	11,570
社債	8,055	40,958	45,007	10,700	2,400
その他	78	1	19	374	4,010
貸出金(※)	85,440	108,915	82,109	41,407	129,444
合計	144,476	174,628	253,648	60,281	193,925

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない29,923百万円、期間の定めがないもの36,941百万円を含めておりません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	71,705	—	—	—	—
有価証券	26,720	109,776	78,863	29,010	106,044
満期保有目的の債券	380	150	320	—	19,000
うち社債	380	150	320	—	—
その他	—	—	—	—	19,000
その他有価証券のうち満期があるもの	26,340	109,626	78,543	29,010	87,044
うち国債	6,763	29,618	38,500	6,500	36,100
地方債	2,100	19,418	12,673	10,610	19,020
社債	17,475	60,394	27,355	11,900	27,901
その他	1	194	15	—	4,023
貸出金(※)	87,955	107,373	97,032	45,567	149,390
合計	186,381	217,150	175,895	74,577	255,435

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない26,670百万円、期間の定めがないもの50,775百万円を含めておりません。

(注4) 預金、譲渡性預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
預金(※)	556,615	82,697	121,378	28,139	13,819	11,973
譲渡性預金	64,940	—	—	—	—	—
借入金	1,692	400	2,017	19	18	530
合計	623,247	83,097	123,396	28,159	13,837	12,503

(※) 預金のうち、要求払預金については、「3カ月未満」に含めて開示しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
預金(※)	559,190	74,414	143,926	18,274	27,195	11,923
譲渡性預金	112,350	—	16,580	—	—	—
合計	671,540	74,414	160,506	18,274	27,195	11,923

(※) 預金のうち、要求払預金については、「3カ月未満」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額	—	—

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	680	684	4
	その他	5,000	5,704	704
	小計	5,680	6,389	709
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	550	545	△4
	その他	14,000	11,262	△2,737
	小計	14,550	11,807	△2,742
合計		20,230	18,196	△2,033

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	150	150	0
	その他	8,000	8,929	929
	小計	8,150	9,079	929
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	700	696	△3
	その他	11,000	9,533	△1,466
	小計	11,700	10,229	△1,470
合計		19,850	19,309	△540

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	1,534	968	565
	債券	300,039	297,015	3,024
	国債	143,610	142,313	1,297
	地方債	57,470	56,628	841
	短期社債	—	—	—
	社債	98,958	98,073	884
	その他	—	—	—
	小計	301,574	297,984	3,589
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	5,965	6,354	△389
	債券	11,765	11,779	△14
	国債	—	—	—
	地方債	2,738	2,747	△9
	短期社債	—	—	—
	社債	9,026	9,032	△5
	その他	4,349	4,991	△641
	小計	22,080	23,125	△1,045
合計		323,654	321,110	2,544

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	7,027	5,276	1,750
	債券	324,692	319,146	5,545
	国債	120,502	118,361	2,141
	地方債	64,614	63,007	1,606
	短期社債	—	—	—
	社債	139,575	137,777	1,797
	その他	4,835	4,536	299
	小計	336,555	328,960	7,595
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	1,557	1,683	△125
	債券	8,237	8,248	△10
	国債	—	—	—
	地方債	877	886	△9
	短期社債	—	—	—
	社債	7,360	7,362	△1
	その他	233	240	△7
	小計	10,028	10,172	△143
合計		346,584	339,132	7,451

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	422	7	19
債券	59,885	162	23
国債	23,927	45	23
地方債	21,462	67	—
短期社債	—	—	—
社債	14,495	50	—
その他	210	—	118
合計	60,518	170	160

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,819	92	478
債券	98,831	760	475
国債	40,922	446	—
地方債	24,789	166	—
短期社債	—	—	—
社債	33,119	146	475
その他	—	—	—
合計	100,650	853	953

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

満期保有目的の債券2,000百万円について、債券の発行者の信用状態の著しい悪化を理由に、その他有価証券に区分を変更しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、4,273百万円(うち、株式3,751百万円、その他の証券521百万円)であります。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成24年3月31日)及び当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成24年3月31日)及び当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成24年3月31日)及び当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	2,544
その他有価証券	2,544
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△895
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,648
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	1,648

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	7,451
その他有価証券	7,451
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△2,228
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,223
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,223

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）及び当連結会計年度（平成25年3月31日）
該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）及び当連結会計年度（平成25年3月31日）
該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）及び当連結会計年度（平成25年3月31日）
該当事項ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）及び当連結会計年度（平成25年3月31日）
該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）及び当連結会計年度（平成25年3月31日）
該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成24年3月31日）及び当連結会計年度（平成25年3月31日）
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金			(注)
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		19,212	18,270	
合 計		—	—	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金			(注)
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		16,768	10,813	
合 計		—	—	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)及び当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)及び当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)及び当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。本制度は、平成22年4月1日付で適格退職年金制度から移行しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

連結子会社は、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△4,698	△4,436
年金資産 (B)	4,396	4,512
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△301	76
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	477	318
未認識数理計算上の差異 (E)	65	△174
連結貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	240	220
前払年金費用 (G)	318	280
退職給付引当金 (F) - (G)	△77	△60

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	233	231
利息費用	94	92
期待運用収益	△88	△87
数理計算上の差異の費用処理額	△10	△20
会計基準変更時差異の費用処理額	159	159
その他(臨時に支払った割増退職金等)	8	21
退職給付費用	396	395

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2.0%	2.0%

(2) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2.0%	2.0%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(4) 数理計算上の差異の処理年数

10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしている)

(5) 会計基準変更時差異の処理年数

15年

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,654百万円	3,491百万円
税務上の繰越欠損金	2,402	3,413
有価証券償却	2,011	1,231
有形固定資産の未実現利益の消去	457	457
減損損失及び減価償却超過額	255	275
その他	314	348
繰延税金資産小計	10,096	9,216
評価性引当額	△9,561	△8,621
繰延税金資産合計	535	595
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△895	△2,228
前払年金費用	△113	△99
その他	△3	△3
繰延税金負債合計	△1,012	△2,331
繰延税金負債の純額	△477百万円	△1,736百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	—	37.96%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.68
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△0.96
住民税均等割等	—	0.97
評価性引当額の増減	—	△40.51
その他	—	0.83
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	△1.03%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当行では、一部の店舗及び店舗外ATMについて土地又は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令又は契約で要求される法律上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から11年～50年と見積もり、割引率は0.1%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	36百万円	33百万円
有形固定資産の取得に伴う 増加額	1百万円	0百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による 減少額	△3百万円	△0百万円
その他減少額	△1百万円	—百万円
期末残高	33百万円	33百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	9,745	2,849	2,587	15,183

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	11,627	3,300	2,671	17,599

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	三井環境株式会社	宮城県 仙台市 宮城野区	10	古物売買・解体工事業	—	金銭貸借関係	資金の貸付	56	証書貸付	48
							貸付金の返済	31		
							当座貸越	極度額 20	当座貸越	19
							利息の受取	0		
	株式会社フロムファースト	宮城県 仙台市 泉区	10	建築工事業	(被所有) 直接0.0	金銭貸借関係	資金の貸付	23	証書貸付	25
							貸付金の返済	26		
							当座貸越	極度額 20	当座貸越	10
							利息の受取	0		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当行役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。

2. 融資取引につきましては、一般の貸出金と同様であります。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	三井環境株式会社	宮城県 仙台市 宮城野区	10	古物売買・解体工事業	—	金銭貸借関係	資金の貸付	30	貸出金	68
							貸付金の返済	27		
							当座貸越	極度額 20		
株式会社フロムファースト	宮城県 仙台市 泉区	10	建築工事業	—	金銭貸借関係	貸付金の返済	25	貸出金	—	
						当座貸越	極度額 20			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当行役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。
2. 融資取引につきましては、一般の貸出金と同様であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
株式会社じもとホールディングス(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	円	794.78	1,574.74
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△1,248.27	307.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	64.47

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	36,013	41,972
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	30,000	30,060
(うち優先株式発行金額)	百万円	(30,000)	(30,000)
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	(—)	(60)
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	6,013	11,912
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	7,566	7,564

2. 1株当たり当期純利益金額(△は1株当たり当期純損失金額)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)			
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	△9,445	2,384
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	60
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	(—)	(60)
(うち中間優先配当額)	百万円	(—)	(—)
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	百万円	△9,445	2,324
普通株式の期中平均株式数	千株	7,566	7,565
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	—	60
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	(—)	(60)
(うち中間優先配当額)	百万円	(—)	(—)
普通株式増加数	千株	—	29,425
(うち優先株式)	千株	(—)	(29,425)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	4,677	4,697	0.10	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	4,677	4,697	0.10	平成25年4月～ 平成33年10月
1年以内に返済予定のリース債務	16	20	—	—
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	29	42	—	平成26年4月～ 平成30年2月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. リース債務における利息相当額につきましては、利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、平均利率は記載しておりません。
3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	4,649	18	4	4	4
リース債務(百万円)	20	16	13	10	2

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が「注記事項(資産除去債務関係)」として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※7 60,263	※7 85,551
現金	13,998	13,845
預け金	46,265	71,705
買入金銭債権	884	831
有価証券	※1, ※7, ※13 344,171	※1, ※7, ※13 366,721
国債	143,610	120,502
地方債	60,208	65,492
社債	109,215	147,785
株式	7,787	8,872
その他の証券	23,349	24,069
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 516,856	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 557,327
割引手形	※6 3,829	※6 3,589
手形貸付	19,356	20,861
証書貸付	456,728	492,081
当座貸越	36,941	40,795
外国為替	187	180
外国他店預け	187	180
その他資産	※7 2,893	※7 3,275
前払費用	46	34
未収収益	1,148	1,174
その他の資産	1,698	2,067
有形固定資産	※10, ※11 10,457	※10, ※11 10,531
建物	2,386	2,401
土地	※9 6,062	※9 6,132
リース資産	43	59
建設仮勘定	51	190
その他の有形固定資産	1,914	1,747
無形固定資産	554	564
ソフトウェア	494	330
その他の無形固定資産	60	234
支払承諾見返	1,820	1,680
貸倒引当金	△10,356	△7,674
資産の部合計	927,733	1,018,990

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
預金	814,767	835,081
当座預金	15,732	15,235
普通預金	447,037	451,262
貯蓄預金	10,402	9,709
通知預金	1,292	1,550
定期預金	332,216	349,123
定期積金	4,915	4,916
その他の預金	3,170	3,284
譲渡性預金	64,940	128,930
借用金	4,677	4,697
借入金	※12 4,677	※12 4,697
外国為替	0	0
未払外国為替	0	0
その他負債	2,704	2,420
未払法人税等	61	75
未払費用	1,239	898
前受収益	226	219
従業員預り金	199	204
給付補填備金	1	1
リース債務	45	62
資産除去債務	33	33
その他の負債	895	925
賞与引当金	—	150
退職給付引当金	76	60
利息返還損失引当金	8	6
睡眠預金払戻損失引当金	82	154
偶発損失引当金	105	73
繰延税金負債	915	2,175
再評価に係る繰延税金負債	※9 1,107	※9 1,107
支払承諾	1,820	1,680
負債の部合計	891,207	976,539
純資産の部		
資本金	22,485	22,485
資本剰余金	20,242	10,789
資本準備金	15,000	10,789
その他資本剰余金	5,242	—
利益剰余金	△9,453	2,283
その他利益剰余金	△9,453	2,283
繰越利益剰余金	△9,453	2,283
自己株式	△66	—
株主資本合計	33,208	35,558
その他有価証券評価差額金	1,648	5,223
土地再評価差額金	※9 1,669	※9 1,669
評価・換算差額等合計	3,317	6,892
純資産の部合計	36,525	42,450
負債及び純資産の部合計	927,733	1,018,990

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
経常収益	15,267	17,751
資金運用収益	11,988	11,867
貸出金利息	9,667	9,341
有価証券利息配当金	2,122	2,411
コールローン利息	104	62
預け金利息	24	4
その他の受入利息	69	47
役務取引等収益	2,229	2,482
受入為替手数料	827	810
その他の役務収益	1,401	1,672
その他業務収益	732	765
外国為替売買益	3	4
商品有価証券売買益	2	0
国債等債券売却益	162	760
国債等債券償還益	508	—
金融派生商品収益	54	—
その他経常収益	317	2,635
貸倒引当金戻入益	—	2,130
償却債権取立益	31	84
株式等売却益	7	92
その他の経常収益	278	328
経常費用	23,519	15,321
資金調達費用	1,157	782
預金利息	721	510
譲渡性預金利息	59	63
コールマネー利息	0	0
借入金利息	175	19
金利スワップ支払利息	197	186
その他の支払利息	3	3
役務取引等費用	1,256	1,140
支払為替手数料	145	143
その他の役務費用	1,110	997
その他業務費用	978	667
国債等債券売却損	141	475
国債等債券償還損	313	192
国債等債券償却	521	—
その他の業務費用	1	—
営業経費	11,246	10,864
その他経常費用	8,881	1,865
貸倒引当金繰入額	4,432	—
貸出金償却	120	35
株式等売却損	19	478
株式等償却	3,885	0
その他の経常費用	423	1,352
経常利益又は経常損失(△)	△8,251	2,429

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
特別損失	315	128
固定資産処分損	25	98
減損損失	※1 290	※1 30
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△8,567	2,301
法人税、住民税及び事業税	28	24
法人税等還付税額	△49	△1
法人税等調整額	958	△71
法人税等合計	937	△48
当期純利益又は当期純損失 (△)	△9,504	2,350

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	7,485	22,485
当期変動額		
新株の発行	15,000	—
当期変動額合計	15,000	—
当期末残高	22,485	22,485
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	5,875	15,000
当期変動額		
新株の発行	15,000	—
資本準備金の取崩	△5,875	△4,210
当期変動額合計	9,124	△4,210
当期末残高	15,000	10,789
その他資本剰余金		
当期首残高	—	5,242
当期変動額		
資本準備金の取崩	5,875	4,210
欠損填補	△632	△9,453
当期変動額合計	5,242	△5,242
当期末残高	5,242	—
資本剰余金合計		
当期首残高	5,875	20,242
当期変動額		
新株の発行	15,000	—
資本準備金の取崩	—	—
欠損填補	△632	△9,453
当期変動額合計	14,367	△9,453
当期末残高	20,242	10,789
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,609	—
当期変動額		
利益準備金の取崩	△1,609	—
当期変動額合計	△1,609	—
当期末残高	—	—
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	4,407	—
当期変動額		
別途積立金の取崩	△4,407	—
当期変動額合計	△4,407	—
当期末残高	—	—

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	△6,650	△9,453
当期変動額		
欠損填補	632	9,453
利益準備金の取崩	1,609	—
別途積立金の取崩	4,407	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	△9,504	2,350
自己株式の消却	—	△66
土地再評価差額金の取崩	51	—
当期変動額合計	△2,802	11,737
当期末残高	△9,453	2,283
利益剰余金合計		
当期首残高	△632	△9,453
当期変動額		
欠損填補	632	9,453
利益準備金の取崩	—	—
別途積立金の取崩	—	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	△9,504	2,350
自己株式の消却	—	△66
土地再評価差額金の取崩	51	—
当期変動額合計	△8,820	11,737
当期末残高	△9,453	2,283
自己株式		
当期首残高	△64	△66
当期変動額		
自己株式の取得	△1	△0
自己株式の消却	—	66
当期変動額合計	△1	66
当期末残高	△66	—
株主資本合計		
当期首残高	12,662	33,208
当期変動額		
新株の発行	30,000	—
欠損填補	—	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	△9,504	2,350
自己株式の取得	△1	△0
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	51	—
当期変動額合計	20,545	2,349
当期末残高	33,208	35,558

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△1,517	1,648
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,166	3,574
当期変動額合計	3,166	3,574
当期末残高	1,648	5,223
土地再評価差額金		
当期首残高	1,563	1,669
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	105	—
当期変動額合計	105	—
当期末残高	1,669	1,669
評価・換算差額等合計		
当期首残高	46	3,317
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,271	3,574
当期変動額合計	3,271	3,574
当期末残高	3,317	6,892
純資産合計		
当期首残高	12,708	36,525
当期変動額		
新株の発行	30,000	—
当期純利益又は当期純損失（△）	△9,504	2,350
自己株式の取得	△1	△0
土地再評価差額金の取崩	51	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,271	3,574
当期変動額合計	23,817	5,924
当期末残高	36,525	42,450

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：2年～50年
その他：2年～20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,102百万円(前事業年度末は3,730百万円)であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異(2,385百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

(4) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
株式	10百万円	10百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	449百万円	208百万円
延滞債権額	30,232百万円	27,021百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	152百万円	147百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	233百万円	322百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
合計額	31,068百万円	27,699百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	3,829百万円	3,589百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
現金預け金	0百万円	0百万円
有価証券	89,633百万円	71,987百万円
その他資産	3百万円	1百万円

また、その他資産には、敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
敷金保証金	381百万円	351百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
融資未実行残高	140,850百万円	142,577百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	140,850百万円	142,577百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	2,437百万円	2,201百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	5,245百万円	5,380百万円

※11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
圧縮記帳額	313百万円	296百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
劣後特約付借入金	1,500百万円	一百万円

※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	1,230百万円	850百万円

14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	27百万円	27百万円

(損益計算書関係)

※ 1. 減損損失

当行は、以下の資産について減損損失を計上しております。

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位：百万円)

項番	地域	用途	種類	減損 損失額
1	宮城県白石市	営業用店舗	土地・建物・その他の有形固定 資産	27
2	宮城県亶理郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	114
3	東京都中央区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	5
4	宮城県柴田郡	営業用店舗	土地	32
5	宮城県牡鹿郡	営業用店舗	土地	16
6	宮城県本吉郡	営業用店舗	土地	26
7		営業用店舗	土地	11
8	宮城県気仙沼市	営業用店舗	土地	17
9	宮城県石巻市	営業用店舗	土地	5
10	宮城県栗原市	営業用店舗	土地・建物・その他の有形固定 資産	14
11	宮城県大崎市	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	19

上記の資産のうち、項番1～3については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと、項番4については、使用を中止して遊休状態となる予定であること、項番5～9については、「震災」の影響により使用不能の状態となり、将来の使用開始の目途が立っていないこと、項番10、11については、店舗の再編成に伴い使用を中止することから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行の管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング）で行っております。

なお、遊休資産、使用不能資産及び使用中止資産については、個々の資産単位でグルーピングを行っております。

また、当該資産グループの回収可能価額の算定は、項番1については将来キャッシュ・フローを1.5%の割引率により割り引いて算定した使用価値により測定しており、項番2～11については当行の担保評価基準に基づいた合理的な価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

項番	地域	用途	種類	減損 損失額
1	宮城県亶理郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	4
2	宮城県気仙沼市	営業用店舗	その他の有形固定資産	14
3	宮城県仙台市青葉区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	11

上記の資産のうち、項番1及び2については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと、項番3については、店舗の再編成に伴い使用を中止する予定であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行の管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング）で行っております。

なお、使用中止予定資産については、個々の資産単位でグルーピングを行っております。

また、当該資産グループの回収可能価額は、資産の減価償却計算に用いている税法規定に基づく残存価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	23	1	—	24	(注)
合 計	23	1	—	24	

(注) 当事業年度における増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	24	1	26	—	(注)
合 計	24	1	26	—	

(注) 当事業年度における増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少は、自己株式の消却による減少であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	21	18	—	3
無形固定資産	—	—	—	—
合 計	21	18	—	3

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	8	6	—	1
無形固定資産	—	—	—	—
合 計	8	6	—	1

② 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	2	1
1年超	1	—
合 計	3	1
リース資産減損勘定の残高	—	—

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
支払リース料	6	2
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	5	2
支払利息相当額	0	0
減損損失	—	—

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	8	7
1年超	—	—
合計	8	7

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位:百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
子会社株式	10	10
関連会社株式	—	—
合計	10	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,694百万円	3,512百万円
税務上の繰越欠損金	2,384	3,413
有価証券償却	2,011	1,231
減損損失及び減価償却超過額	250	270
その他	313	345
繰延税金資産小計	9,654	8,773
評価性引当額	△9,556	△8,617
繰延税金資産合計	97	155
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△895	△2,228
前払年金費用	△113	△99
その他	△3	△3
繰延税金負債合計	△1,012	△2,331
繰延税金負債の純額	△915百万円	△2,175百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	—	37.96%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.69
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△0.99
住民税均等割等	—	0.99
評価性引当額の増減	—	△41.54
その他	—	0.77
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	△2.12%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当行では、一部の店舗及び店舗外ATMについて土地又は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令又は契約で要求される法律上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から11年～50年と見積もり、割引率は0.1%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	36百万円	33百万円
有形固定資産の取得に伴う 増加額	1百万円	0百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による 減少額	△3百万円	△0百万円
その他減少額	△1百万円	—百万円
期末残高	33百万円	33百万円

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	円	862.51	1,637.96
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△1,256.10	302.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	63.54

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	36,525	42,450
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	30,000	30,060
(うち優先株式発行金額)	百万円	(30,000)	(30,000)
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	(—)	(60)
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	6,525	12,390
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	7,566	7,564

2. 1株当たり当期純利益金額(△は1株当たり当期純損失金額)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)			
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	△9,504	2,350
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	60
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	(—)	(60)
(うち中間優先配当額)	百万円	(—)	(—)
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	百万円	△9,504	2,290
普通株式の期中平均株式数	千株	7,566	7,565
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	—	60
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	(—)	(60)
(うち中間優先配当額)	百万円	(—)	(—)
普通株式増加数	千株	—	29,425
(うち優先株式)	千株	(—)	(29,425)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前事業年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,053	194	180 (12)	5,067	2,666	155	2,401
土地	6,062	70	—	6,132	—	—	6,132
リース資産	73	37	—	111	51	21	59
建設仮勘定	51	328	188	190	—	—	190
その他の有形固定資産	4,461	376	428 (17)	4,409	2,662	522	1,747
有形固定資産計	15,702	1,006	798 (30)	15,911	5,380	699	10,531
無形固定資産							
ソフトウェア	882	2	—	885	555	167	330
その他の無形固定資産	60	174	—	234	—	—	234
無形固定資産計	943	177	—	1,120	555	167	564
その他	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	10,356	7,674	551	9,805	7,674
一般貸倒引当金	4,792	3,083	—	4,792	3,083
個別貸倒引当金	5,564	4,590	551	5,012	4,590
うち非居住者向け 債権分	—	—	—	—	—
特定海外債権引当勘 定	—	—	—	—	—
賞与引当金	—	150	—	—	150
利息返還損失引当金	8	6	—	8	6
睡眠預金払戻損失引当 金	82	151	80	—	154
偶発損失引当金	105	73	—	105	73
計	10,553	8,056	631	9,919	8,059

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金……洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金……洗替による取崩額
- 利息返還損失引当金……洗替による取崩額
- 偶発損失引当金……洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	61	75	61	—	75
未払法人税等	14	24	14	—	24
未払事業税	47	50	47	—	50

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成25年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金71,610百万円、他の銀行への預け金94百万円でありま す。
その他の証券	外国証券22,716百万円、受益証券1,310百万円その他であります。
前払費用	交通手当16百万円、機械保守13百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息502百万円、有価証券利息443百万円その他であります。
その他の資産	有価証券売却未収入金506百万円、長期総合保険積立金365百万円、敷金保証 金351百万円、仮払金285百万円(SCS口、キャッシング立替仮払等)、前払年金 費用280百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	別段預金2,923百万円、外貨預金183百万円、納税準備預金177百万円でありま す。
未払費用	預金利息543百万円、社会保険料59百万円、金利スワップ支払利息48百万円そ の他であります。
前受収益	貸出金利息206百万円、保証料10百万円その他であります。
その他の負債	仮受金422百万円(SCS口、ATM預り金等)、クレジットカード業務関係未払金 172百万円、役員退職慰労引当金の打ち切り支給額114百万円、責任共有制度 負担金70百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、仙台市において発行する河北新報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当銀行ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.sendaibank.co.jp
株主に対する特典	ありません。

(注) 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定められています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、上場会社でないため法第24条の7第1項の適用がございません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第91期) (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

平成24年6月26日 東北財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度(第91期) (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

平成24年8月30日 東北財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年6月26日 東北財務局長に提出。

(4) 半期報告書及び確認書

第92期中(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

平成24年11月20日 東北財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号(親会社の異動及び主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成24年6月26日 東北財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号(親会社の異動及び主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成24年10月1日 東北財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成25年4月26日 東北財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6 月25日

株式会社仙台銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 憲 芳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 嶋 清 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬 底 治 啓 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社仙台銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社仙台銀行及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

株式会社仙台銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	憲	芳	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	嶋	清	彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬	底	治	啓	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社仙台銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社仙台銀行の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第2項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成25年6月25日

【会社名】 株式会社仙台銀行

【英訳名】 THE SENDAI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鈴木 隆

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取鈴木隆は、当行の第92期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。